

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第17期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	コムシスホールディングス株式会社
【英訳名】	COMSYS Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加賀谷 卓
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
【電話番号】	(03)3448 - 7100
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 尾崎 秀彦
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
【電話番号】	(03)3448 - 7100
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 尾崎 秀彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	320,654	334,163	380,024	481,783	560,882
経常利益 (百万円)	24,223	25,341	30,706	36,071	40,064
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	15,420	14,485	20,390	28,018	25,994
包括利益 (百万円)	12,546	15,399	22,260	26,253	23,605
純資産額 (百万円)	196,543	202,943	231,767	301,459	310,694
総資産額 (百万円)	266,066	284,367	325,042	439,926	450,043
1株当たり純資産額 (円)	1,764.13	1,848.33	2,008.42	2,318.35	2,424.83
1株当たり当期純利益 (円)	136.75	129.96	178.64	230.10	202.97
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	136.18	129.52	177.89	229.21	202.46
自己資本比率 (%)	73.4	70.9	70.8	67.8	68.3
自己資本利益率 (%)	7.9	7.3	9.4	10.6	8.6
株価収益率 (倍)	12.71	15.30	15.90	13.12	13.71
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,089	12,545	28,831	8,964	37,496
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,303	9,940	13,896	11,550	9,919
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,307	12,178	12,499	15,382	19,819
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	28,818	20,879	28,957	27,778	35,503
従業員数 (名)	9,994	10,224	11,581	16,700	16,844

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数であります。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
営業収益 (百万円)	4,359	9,972	7,867	10,473	12,894
経常利益 (百万円)	3,417	8,965	6,821	9,247	11,537
当期純利益 (百万円)	3,364	8,921	6,757	9,179	11,459
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	141,000	141,000	141,000	141,000	141,000
純資産額 (百万円)	69,604	70,287	83,162	134,425	131,611
総資産額 (百万円)	137,528	90,968	99,930	159,103	157,841
1株当たり純資産額 (円)	623.07	638.51	721.08	1,039.38	1,032.52
1株当たり配当額 (円)	35.00	40.00	50.00	60.00	75.00
(内 1株当たり中間配当額) (円)	(15.00)	(20.00)	(25.00)	(30.00)	(35.00)
1株当たり当期純利益 (円)	29.81	79.98	59.18	75.35	89.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	29.69	79.71	58.93	75.06	89.25
自己資本比率 (%)	50.2	76.6	82.7	84.1	83.0
自己資本利益率 (%)	4.6	12.9	8.9	8.5	8.7
株価収益率 (倍)	58.3	24.9	48.0	40.1	31.1
配当性向 (%)	117.41	50.02	84.49	79.63	83.82
従業員数 (名)	49	55	58	77	89
株主総利回り (%)	119.4	139.0	199.7	215.8	204.9
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	89.2	102.3	118.5	112.5	101.8
最高株価 (円)	1,918	2,198	3,360	3,405	3,315
最低株価 (円)	1,372	1,514	1,957	2,455	2,131

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数であります。

3 第13期事業年度の1株当たり配当額35円には、普通配当増配による5円(期末配当額5円)が含まれております。

4 第14期事業年度の1株当たり配当額40円には、普通配当増配による5円(中間配当額5円)が含まれております。

5 第15期事業年度の1株当たり配当額50円には、普通配当増配による10円(中間配当額5円、期末配当額5円)が含まれております。

6 第16期事業年度の1株当たり配当額60円には、普通配当増配による10円(中間配当額5円、期末配当額5円)が含まれております。

7 第17期事業年度の1株当たり配当額75円には、普通配当増配による15円(中間配当額5円、期末配当額10円)が含まれております。

8 第13期の発行済株式総数は、2015年11月6日開催の取締役会決議により実施した自己株式4,977千株の消却により減少しております。

9 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

当社は、2003年9月に日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社（2005年4月に商号を株式会社三和エレクトリックから変更）及び株式会社T O S Y S（2012年10月に商号を東日本システム建設株式会社から変更）の3社の株式移転により、純粋持株会社「コムシスホールディングス株式会社」として設立されました。

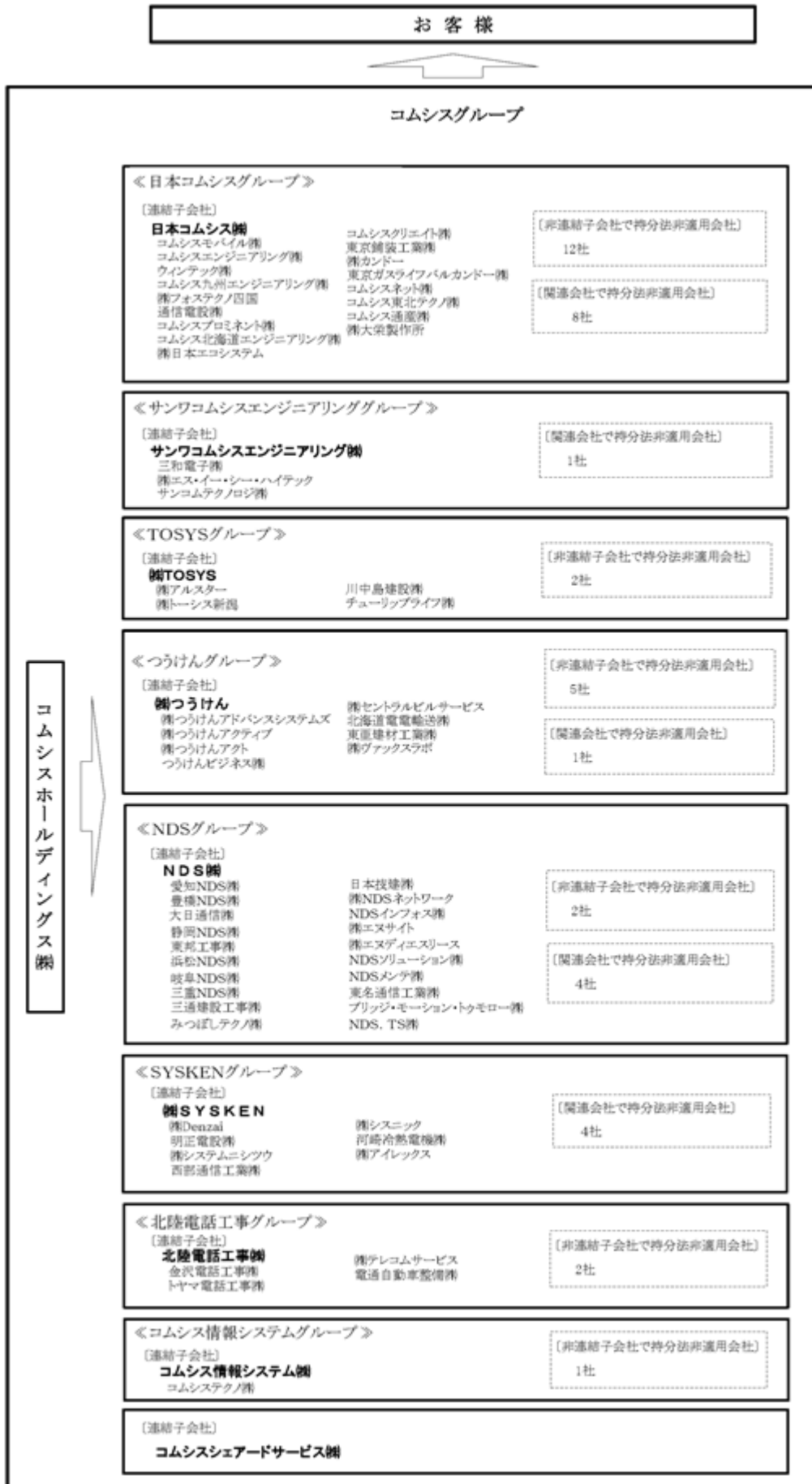
当社設立以降の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2003年9月	日本コムシス株式会社、株式会社三和エレクトリック及び東日本システム建設株式会社が株式移転により当社を設立。 当社の普通株式を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場第一部に上場。
2004年9月	株式会社三和エレクトリックの第三者割当増資を引き受け。
2005年1月	株式会社三和エレクトリックのN T T情報通信エンジニアリング事業を日本コムシス株式会社に集約。
2005年4月	株式会社三和エレクトリックはサンワコムシスエンジニアリング株式会社に商号変更。 日本コムシス株式会社の電気通信エンジニアリング事業のうちキャリア系ビジネスをサンワコムシスエンジニアリング株式会社に集約。
2005年10月	株式交換により国際電設株式会社（現 ウィンテック株式会社）を完全子会社化し、同日付で日本コムシス株式会社の完全子会社化。
2007年4月	コムシスシェアードサービス株式会社を日本コムシス株式会社から当社の完全子会社とし、コムシスグループの共通業務アウトソーシング会社の位置付けを明確化。
2009年4月	日本コムシス株式会社のI Tソリューション事業のうちソフトウェア開発事業を、新設分割により設立したコムシス情報システム株式会社へ承継し、同日付でコムシス情報システム株式会社を当社の完全子会社化。
2010年10月	株式交換により株式会社つうけんを完全子会社化。
2012年10月	東日本システム建設株式会社は株式会社T O S Y Sに商号変更。
2013年2月	株式会社つうけんを存続会社として、北東電設株式会社と合併。
2013年7月	株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場統合に伴い、大阪証券取引所市場への上場廃止。
2013年10月	株式会社つうけんを存続会社として、株式会社つうけんハーテック、株式会社つうけん道央エンジニアリング、株式会社つうけん道北エンジニアリング、株式会社つうけん道東エンジニアリング、株式会社つうけん道南エンジニアリングと合併。
2017年6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行。
2018年10月	株式交換によりN D S株式会社、株式会社S Y S K E N、北陸電話工事株式会社を完全子会社化。

3【事業の内容】

当社を持株会社とする「コムシスグループ」は、当社及び日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社、株式会社T O S Y S、株式会社つうけん、N D S株式会社、株式会社S Y S K E N、北陸電話工事株式会社、コムシス情報システム株式会社の8統括事業会社に加え、子会社89社及び関連会社18社から構成され、電気通信設備工事事業及び情報処理関連事業等を主な事業内容としております。

2020年3月31日現在の事業の系統図は概ね次のとおりであります。



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

4【関係会社の状況】

2020年3月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本コムシス(株) (注) 2、5	東京都品川区	10,000	日本コムシスグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 5名
サンワコムシスエンジニアリング(株) (注) 2	東京都杉並区	3,624	サンワコムシスエンジニアリンググループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
(株)TOSYS	長野県長野市	450	TOSYSグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 1名
(株)つうけん (注) 2	札幌市中央区	1,432	つうけんグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
NDS(株) (注) 2、6	名古屋市中区	5,676	NDSグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
(株)SYSKEN	熊本市中央区	801	SYSKENグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
北陸電話工事(株)	石川県金沢市	450	北陸電話工事グループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 1名
コムシス情報システム(株)	東京都港区	450	コムシス情報システムグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
コムシスシェアードサービス(株)	東京都品川区	75	その他	100.0	業務の一部を委託しております。
コムシスマバイル(株)	東京都品川区	54	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスエンジニアリング(株)	東京都杉並区	80	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
ウィンテック(株)	埼玉県戸田市	80	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス九州エンジニアリング(株)	福岡市博多区	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)フォステクノ四国	徳島県板野郡	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
通信電設(株)	横浜市都筑区	30	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスプロミネント(株)	大阪市住之江区	34	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス北海道エンジニアリング(株)	札幌市手稲区	20	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)日本エコシステム	東京都港区	100	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
コムシスクリエイト(株)	東京都 品川区	10	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません
東京舗装工業(株)	東京都 千代田区	100	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません
(株)カンドー	東京都 新宿区	448	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東京ガスライフバルカンドー(株)	東京都 品川区	100	日本コムシス グループ	66.5 (66.5)	営業上の取引はありません。
コムシスネット(株)	東京都 品川区	50	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス東北テクノ(株)	仙台市 若林区	50	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス通産(株)	東京都 港区	60	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	事務用機器等のリースを受けております。
(株)大栄製作所	神奈川県 厚木市	60	日本コムシス グループ	81.5 (81.5)	営業上の取引はありません。
三和電子(株)	東京都 千代田区	90	サンワコムシス エンジニアリング グループ	96.0 (96.0)	営業上の取引はありません。
(株)エス・イー・シー・ハイテック	東京都 品川区	30	サンワコムシス エンジニアリング グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
サンコムテクノロジ(株)	東京都 北区	30	サンワコムシス エンジニアリング グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)アルスター	長野県 松本市	40	T O S Y S グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)トーシス新潟	新潟市 西区	42	T O S Y S グループ	91.5 (91.5)	営業上の取引はありません。
川中島建設(株)	長野県 長野市	40	T O S Y S グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
チューリップライフ(株)	新潟市 西区	40	T O S Y S グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアドバンスシステムズ	札幌市 白石区	350	つうけんグループ	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
(株)つうけんアクティブ	札幌市 中央区	80	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアクト	札幌市 厚別区	50	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
つうけんビジネス(株)	札幌市 白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)セントラルビルサービス	北海道 釧路市	10	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
北海道電電輸送(株)	札幌市 白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東亜建材工業(株)	北海道 千歳市	22	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)ヴァックスラボ	札幌市 中央区	50	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
愛知NDS(株)	名古屋市 港区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
豊橋NDS(株)	愛知県 豊橋市	30	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
大日通信(株)	愛知県 豊田市	30	NDSグループ	51.0 (51.0)	営業上の取引はありません。
静岡NDS(株)	静岡市 葵区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東邦工事(株)	静岡市 葵区	28	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
浜松NDS(株)	浜松市 東区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
岐阜NDS(株)	岐阜県 岐阜市	25	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
三重NDS(株)	三重県 津市	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
三通建設工事(株)	三重県 松坂市	35	NDSグループ	51.0 (51.0)	営業上の取引はありません。
みつぼしテクノ(株)	石川県 金沢市	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
日本技建(株)	名古屋市 中村区	100	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)NDSネットワーク	名古屋市 中区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
NDSインフォス(株)	名古屋市 中区	100	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)エヌサイト	横浜市 神奈川区	50	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)エヌディエスリース	名古屋市 中区	149	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
NDSソリューション(株)	名古屋市 中区	30	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
NDSメンテ(株)	名古屋市 中区	10	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東名通信工業(株)	愛知県 稲沢市	50	NDSグループ	62.4 (62.4)	営業上の取引はありません。
ブリッジ・モーション・トゥモ ロー(株)	東京都 渋谷区	417	NDSグループ	73.5 (73.5)	営業上の取引はありません。
NDS . T S(株)	横浜市 港北区	80	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)Denzai	熊本市 中央区	40	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
明正電設(株)	熊本県 上益城郡	25	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)システムニシツウ	福岡市 南区	40	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
西部通信工業(株)	長崎県 長崎市	30	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)シスニック	熊本市 中央区	20	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
河崎冷熱電機(株)	山口県 下関市	30	S Y S K E N グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)アイレックス	東京都 新宿区	35	S Y S K E N グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
金沢電話工事(株)	石川県 金沢市	20	北陸電話工事 グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
トヤマ電話工事(株)	富山県 富山市	20	北陸電話工事 グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)テレコムサービス	福井県 福井市	26	北陸電話工事 グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
電通自動車整備(株)	石川県 白山市	26	北陸電話工事 グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシステクノ(株)	東京都 港区	50	コムシス情報 システムグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 上記連結子会社73社は、いずれも有価証券報告書または有価証券届出書を提出していません。また、当社との「資金の集中・配分等のサービスに関する基本契約書」に基づき、キャッシュマネジメントシステム(CMS)を通じてコムシスグループ相互間で余剰不足資金を融通し、資金の効率化を図っております。

4 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5 日本コムシス株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

日本コムシス株式会社の主要な損益情報等

売上高	214,656百万円
経常利益	18,291百万円
当期純利益	12,989百万円
純資産額	156,106百万円
総資産額	214,090百万円

6 N D S 株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

N D S 株式会社の主要な損益情報等

売上高	60,184百万円
経常利益	3,026百万円
当期純利益	1,691百万円
純資産額	32,948百万円
総資産額	52,781百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本コムシスグループ	6,254
サンワコムシスエンジニアリンググループ	1,602
T O S Y Sグループ	1,319
つうけんグループ	2,126
N D Sグループ	3,064
S Y S K E Nグループ	1,002
北陸電話工事グループ	715
コムシス情報システムグループ	540
その他	222
合計	16,844

(注) 1 従業員数は、就業人員数であります。なお、当連結会計年度末における臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため記載しておりません(以下「(2) 提出会社の状況」においても同じであります。)

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
89	50.0	20.0	9,127,081

セグメントの名称	従業員数(名)
その他	89
合計	89

(注) 1 従業員数は、就業人員数であり、主としてグループ会社の出向者からなるため、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。

2 平均年間給与は、2020年3月31日に在籍した従業員の給与の他、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

コムシスグループは、日本コムシス関連労働組合協議会(組合員数2,455人)、サンコムユニオン(組合員数533人)、トースグループ労働組合(組合員数721人)、北海道情報通信建設労働組合(組合員数427人)、N D S労働組合(組合員数1,060人)、北陸地方情報通信設備建設労働組合(組合員数563人)、九州情報通信設備建設労働組合協議会(組合員数338人)及びコムシス情報システム関連労働組合協議会(組合員数430人)等があり、主に情報産業労働組合連合会に属しております。

なお、労使関係については良好であり、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略等

私たちコムシスグループは、グループ一体となり、外部の様々なプレイヤーとも強力な協業・連携を図りつつ経営理念を実現します。

<コムシスグループ経営理念>

「時代をになう多様なインフラ建設」でお客様に選ばれ続ける企業を創ります

「豊かな生活を支える社会基盤づくり」で国と地域に貢献します

たゆまない改革を続けさらなる企業価値の向上を目指します

コムシスグループの事業分野はキャリア系事業である電気通信設備工事にとどまらず、非キャリア系事業である都市の環境整備やICT関連工事、太陽光発電などの再生エネルギー事業に至るまで社会・経済活動を根底から支えるさまざまなインフラ工事を網羅しています。

この経営理念では「お客様」「社会」「株主およびグループ従業員」の三つのステークホルダーに対してさらに一層の貢献をお約束し、グループが一体となり「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」の実現へ向け、まい進してまいります。

お客様

～時代をになう多様なインフラ建設～

さらなる事業拡大を志向しながら品質・納期・価格などのサービス面でお客様より最大の評価をいただける企業グループを目指します。

社会

～豊かな生活を支える社会基盤づくり～

さまざまなインフラ構築・建設を通して国や地域社会に貢献していくことが使命であると考えています。

株主およびグループ従業員

～たゆまない改革を続けさらなる企業価値の向上～

人材のマルチスキル化、施工ITプラットフォームの構築など、生産性の向上やコスト競争力の強化を図り、厳しい競争環境に打ち勝つ構造改革の取り組みを継続してまいります。

(2) 目標とする経営指標

コムシスグループは、2023年度を最終年度とする中期目標として「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」を進めております。

- ・売上高6,000億円以上
- ・営業利益500億円以上
- ・総還元性向70%目安を継続

「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」を達成するために

- キャリア事業の取り組み -

構造改革とITシステム統合によるコスト削減と生産性向上

・統合シナジーの創出 ・事業機会の確実な捕捉

- 成長事業の取り組み -

売上拡大と利益拡大の両立

・既存、新領域拡大 ・M & A ・バーチャルカンパニー推進

(3) 経営環境及び対処すべき課題

コムシスグループを取り巻く事業環境におきましては、情報通信分野は、デジタル技術、ビッグデータ活用に対応した大容量トラフィックのネットワークインフラ構築、5Gサービス拡大に向けた基地局設置及びネットワーク高度化などが進められております。また、公共・民間分野は、防災・減災、インフラ老朽化対策等の国土強靱化施策、再生可能エネルギー政策などの社会インフラ投資や、テレワーク、GIGAスクール構想などリモート・サービスへの需要高まりによるICT関連投資が期待されております。

新型コロナウイルス感染症の内外経済への影響により、先行きが不透明ではありますが、コムシスグループといたしましては、協力会社を含めた従業員の安全・健康に十分留意しつつ、事業活動を継続し社会の要請に応えてまいります。

このような状況のもと、昨年度策定した中長期ビジョン「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」の達成に向け、構造改革を図ってまいります。

具体的には以下を主要施策として取り組んでまいります。

<主要施策>

- バーチャルカンパニーの推進
- ITプラットフォーム統合による業務改革
- エリア内重複機能の統廃合
- バックオフィス機能の集約
- ICT活用による生産性向上
- M&Aによる成長基盤強化

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

(1) 特定取引先への依存に伴うリスク

コムシスグループの主たる事業はN T Tグループ各社を主要取引先とした電気通信設備工事事業であります。その依存度が50%程度あるため、N T Tグループ各社の設備投資の規模や構造等の動向により、コムシスグループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、新たな事業領域へのチャレンジや成長事業(I Tソリューション事業、社会システム関連事業)の拡大に取り組んでおります。

(2) 安全品質に関するリスク

コムシスグループは、事故を発生させた場合、各取引先からの信頼を失うとともに、一定期間指名停止等による受注機会の喪失や暇底担保責任及び製造物責任の履行等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、「安全・品質と信頼の確保」を最優先に、人身事故はもとより設備事故を含めた「事故の撲滅」を目標に、協力会社を含めた社員研修等の実施により、工事の安全品質管理の徹底に取り組んでおります。

(3) 個人情報の流出に関するリスク

コムシスグループは、個人情報を含む取引先から委託された情報等の管理については、万が一、預かった情報の処理・保管等の再委託先による情報流出や外部からの不正アクセス等の犯罪行為による情報漏洩が発生した場合、各取引先に対する信頼を失うとともに、管理責任を問われる損害賠償責任の履行等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、統括事業会社のI S O / I E C 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)やプライバシーマークの認証取得の実績を活かし、グループ全体として情報セキュリティ管理に万全を期しております。

(4) 業績の季節変動に伴うリスク

コムシスグループの主たる事業である電気通信設備工事事業においては、受注及び売上の計上が第4四半期に偏重する傾向があるため、連結会計期間の上半期と下半期のグループ業績に著しい相違が生じるリスクを有しております。

(5) 保有資産に関するリスク

コムシスグループは、事業運営上の必要性から、不動産や有価証券等の資産や年金資産を保有しておりますが、時価の変動等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、事業運営上不要となった不動産及び有価証券等の売却、専門家もメンバーに加え定期的に開催している資産運用委員会における年金資産のリスクを分散する運用方針の決定等、時価変動の影響抑制に取り組んでおります。

(6) 取引先の信用リスク

コムシスグループは、取引先の信用不安が発生した場合、当該取引先が顧客であれば工事代金の回収不能の発生、または、外注先であれば工事の施工遅延等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、取引先に関して外部調査機関等の利用によるリアルタイムな与信管理を厳格に行うとともに、法務部門による契約書審査を行うなど、信用リスク回避に向けて万全の体制を構築しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度におけるコムシスグループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

<コムシスグループの業績>

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善傾向にあるなど、景気は緩やかな回復基調を継続してきたものの、年度終盤には、新型コロナウイルス感染症の拡大が、国内外の経済に甚大な影響を与え始め、極めて厳しい状況が続くと見込まれております。

コムシスグループを取り巻く事業環境におきましては、情報通信分野は、コンテンツ等付加価値サービスの拡大及びデジタル技術やビッグデータの活用進展など急増する大容量トラフィックに対応するため、モバイルネットワークの高度化が進められております。また、公共・民間分野は、激甚化する自然災害に備えた防災・減災対策等の国土強靱化及び再生可能エネルギー政策などの社会インフラ投資や、クラウド技術、IoT、AI（人工知能）などを活用したICT関連の投資拡大が期待されております。

コムシスグループといたしましては、太陽光発電設備工事やバイオマス発電設備工事など再生可能エネルギー分野及びスマート社会に向けたICT関連の公共・民間投資への対応など、当グループが成長事業と捉える社会システム・ITソリューション分野へ事業注力してまいりました。

また、2018年10月に経営統合した通信建設業界の同業3社による統合シナジーの早期創出を目指すとともに、ICTを活用した働き方改革の推進などによる施工効率の向上及び経費削減等の利益改善にも努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

イ 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、4,500億4千万円（前期比2.3%増）となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、1,393億4千万円（前期比0.6%増）となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、3,106億9千万円（前期比3.1%増）となりました。

ロ 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、受注高5,907億1千万円（前期比16.8%増）、売上高5,608億8千万円（前期比16.4%増）となりました。

また、損益につきましては、営業利益389億5千万円(前期比10.5%増)、経常利益400億6千万円(前期比11.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益259億9千万円(前期比7.2%減)となりました。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益の減少は、前期に特別利益として計上した経営統合に伴う負ののれん発生益の影響などによるものであります。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

グループ別の受注高・売上高・セグメント利益〔営業利益〕

(単位：百万円)

セグメントの名称	受注高		売上高		セグメント利益 〔営業利益〕	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
日本コムシスグループ	306,317	13.4%	281,132	3.1%	20,549	3.9%
サンワコムシスエンジニアリンググループ	57,604	0.8%	57,855	4.0%	5,688	15.4%
T O S Y Sグループ	29,372	25.6%	28,895	21.2%	1,501	5.3%
つうけんグループ	52,072	5.7%	50,799	1.3%	3,548	12.0%
N D Sグループ	83,636	42.5%	83,522	91.8%	4,141	104.2%
S Y S K E Nグループ	34,334	34.9%	31,832	90.3%	1,283	112.3%
北陸電話工事グループ	14,277	68.1%	13,633	92.7%	349	17.7%
コムシス情報システムグループ	11,438	8.1%	11,545	10.0%	1,338	5.2%

(注) 1 「受注高」及び「売上高」は外部顧客への取引高を記載しております。なお、「セグメント利益」は当社及びセグメント間取引により生じた利益を含んでおります。

2 2018年10月1日付で、N D S株式会社、株式会社S Y S K E N、北陸電話工事株式会社の3社を株式交換により当社の完全子会社としております。この結果、セグメント情報において、前第3四半期連結会計期間より同3社及び同3社の子会社を「N D Sグループ」「S Y S K E Nグループ」「北陸電話工事グループ」とし、報告セグメントに加えております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ77億2千万円増加し、355億円(前期比27.8%増)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
当連結会計年度	37,496	9,919	19,819	35,503
前連結会計年度	8,964	11,550	15,382	27,778

生産、受注及び販売の実績

コムシスグループが営んでいる事業の大部分を占める電気通信設備工事事業では生産実績を定義することが困難であり、また請負形態をとっているため販売実績という定義は実態にそぐいません。

よって「生産、受注及び販売の状況」については、当社の連結での受注、売上及び手持高の状況をセグメント別に記載しております。

イ 受注実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	270,033	306,317	13.4
サンワコムシスエンジニアリンググループ	58,081	57,604	0.8
TOSYSグループ	23,386	29,372	25.6
つうけんグループ	49,269	52,072	5.7
NDSグループ	58,677	83,636	42.5
SYSKENグループ	25,444	34,334	34.9
北陸電話工事グループ	8,493	14,277	68.1
コムシス情報システムグループ	10,581	11,438	8.1
その他	1,589	1,664	4.7
合計	505,558	590,718	16.8

- (注) 1 受注実績は外部顧客への取引高を記載しております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

ロ 売上実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	272,780	281,132	3.1
サンワコムシスエンジニアリンググループ	55,605	57,855	4.0
TOSYSグループ	23,839	28,895	21.2
つうけんグループ	50,133	50,799	1.3
NDSグループ	43,536	83,522	91.8
SYSKENグループ	16,723	31,832	90.3
北陸電話工事グループ	7,076	13,633	92.7
コムシス情報システムグループ	10,497	11,545	10.0
その他	1,589	1,664	4.7
合計	481,783	560,882	16.4

- (注) 1 売上実績は外部顧客への取引高を記載しております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別の売上及びその割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
NTTグループ	226,880	47.1	250,484	44.7

- (注) 1 NTTグループは、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ等であります。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

八 手持高

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	124,133	149,318	20.3
サンワコムシスエンジニアリンググループ	20,479	20,228	1.2
TOSYSグループ	5,247	5,724	9.1
つうけんグループ	6,336	7,609	20.1
NDSグループ	14,912	15,025	0.8
SYSKENグループ	8,720	11,221	28.7
北陸電話工事グループ	1,415	2,059	45.5
コムシス情報システムグループ	1,861	1,753	5.8
その他	-	-	-
合計	183,105	212,941	16.3

(注) 1 手持高は外部顧客への取引高を記載しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 経営成績等

a. 財政状態

(資産の部)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ100億6千万円増加し、2,570億8千万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

流動資産	増減額（は減少）	主な要因
現金預金	73億7千万円	NDSグループにおける増加
受取手形・完成工事未収入金等	80億8千万円	日本コムシスグループにおける増加
未成工事支出金等	29億1千万円	日本コムシスグループにおける減少

固定資産は、前連結会計年度末に比べ4千万円増加し、1,929億6千万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

固定資産	増減額（は減少）	主な要因
有形固定資産	28億6千万円	日本コムシスグループにおける工事車両用駐車場の建設等による増加
無形固定資産	17億6千万円	のれんの償却による減少
投資その他の資産	10億5千万円	株式等の投資有価証券の売却及び時価評価による減少

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べ101億1千万円増加し、4,500億4千万円となりました。

(負債の部)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ19億1千万円増加し、1,180億4千万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

流動負債	増減額（は減少）	主な要因
支払手形・工事未払金等	26億円	NDSグループにおける増加
短期借入金	15億円	NDSグループにおける借入金の返済による減少
未成工事受入金	10億5千万円	日本コムシスグループにおける増加

固定負債は、前連結会計年度末に比べ10億3千万円減少し、213億円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

固定負債	増減額（は減少）	主な要因
長期借入金	21億円	NDSグループにおける借入金の返済による減少
退職給付に係る負債	6億1千万円	日本コムシスグループにおける増加
その他	4億7千万円	NDSグループにおけるリース債務の増加による増加

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ8億8千万円増加し、1,393億4千万円となりました。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ92億3千万円増加し、3,106億9千万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

純資産	増減額(は減少)	主な要因
利益剰余金	177億7千万円	親会社株主に帰属する当期純利益の計上による増加
自己株式	65億8千万円	自己株式の取得等による増加

この結果、自己資本比率は68.3%（前連結会計年度末は67.8%）となりました。

b. 経営成績

(売上高)

新たな事業領域へのチャレンジ及びM & Aの実施等トップラインの拡大により、当連結会計年度の売上高は5,608億8千万円となり、前連結会計年度に比べ790億円9千万円の増収となりました。

(営業利益)

成長分野への要員流動や、働き方改革の推進により施工効率の向上及び経費削減等の利益改善に努め、当連結会計年度の営業利益は389億5千万円となり、前連結会計年度に比べ36億円8千万円の増益となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は15億4千万円となりました。これは受取配当金7億2千万円などによるものであります。また、営業外費用は4億3千万円となりました。これは、賃貸費用1億7千万円などによるものであります。この結果、当連結会計年度の経常利益は400億6千万円となり、前連結会計年度に比べ39億9千万円の増益となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は6億5千万円となりました。これは投資有価証券売却益5億2千万円などによるものであります。また、特別損失は12億4千万円となりました。これは、減損損失4億9千万円などによるものであります。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は259億9千万円となり、前連結会計年度に比べ20億2千万円の減益となりました。

c. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要
キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

ロ 資本の財源及び資金の流動性

(資金需要)

コムシスグループの資金需要は、営業活動については、生産に必要な運転資金（材料・外注費及び人件費等）、従業員給与等の販売費及び一般管理費が主な内容であります。投資活動については、事業伸長・生産性向上及び新規事業立上げを目的とした設備投資が主な内容であります。

(財政政策)

コムシスグループでは、有利子負債を圧縮し、連結ベースでの資金管理の強化を図るため、キャッシュマネジメントシステム(CMS)を導入しております。

ハ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」につきまして、当連結会計年度の達成状況は次のとおりであり、目標を達成しております。

当連結会計年度における売上高につきましては、5,608億8千万円(前期比16.4%増)となり、2018年度に策定した中期目標であった5,400億円を達成いたしました。

また、営業利益につきましては、389億5千万円(前期比10.5%増)となり、こちらも中期目標であった380億円を達成いたしました。

二 セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

<日本コムシスグループの業績>

日本コムシスグループは、通信事業者の設備投資が減少したものの、サーバ・ストレージ構築などのITソリューション事業や公共事業及び太陽光発電設備工事をはじめとする再生可能エネルギー事業の受注拡大等に取り組んでまいりました。

この結果、受注高3,063億1千万円(前期比13.4%増)、売上高2,811億3千万円(前期比3.1%増)となり、営業利益は、キャリア系事業の物品納入遅延・進捗遅れ等の影響により、205億4千万円(前期比3.9%減)となりました。

セグメント資産は、投資有価証券等が減少したことなどにより、2,505億円(前期比0.5%減)となりました。

<サンワコムシスエンジニアリンググループの業績>

サンワコムシスエンジニアリンググループは、NCC事業は、グループ内技術者の流動化促進などにより、トップシェアを維持継続、NCC事業以外は、営業本部と連携した施工営業活動による受注拡大及び有資格者の有効活用による生産性向上に取り組んでまいりました。

この結果、受注高576億円(前期比0.8%減)、売上高578億5千万円(前期比4.0%増)となり、営業利益も、継続的な経費削減施策、利益重視施策等により56億8千万円(前期比15.4%増)となりました。

セグメント資産は、受取手形・完成工事未収入金等が増加したことなどにより、369億6千万円(対前期比7.5%増)となりました。

<TOSYSグループの業績>

TOSYSグループは、通信事業者からの減収が見込まれる中、日本コムシスから移管された松本・長岡エリアの業務拡大及びグループ連携による事業拡大に取り組むとともに、RPA活用等による業務改善や働き方改革など生産性向上に努めてまいりました。

この結果、受注高293億7千万円(前期比25.6%増)、売上高288億9千万円(前期比21.2%増)となり、営業利益も売上高増加や継続的な経費削減に努め15億円(前期比5.3%増)となりました。

セグメント資産は、完成工事未収入金や有形固定資産等が増加したことなどにより、253億8千万円(前期比8.3%増)となりました。

<つうけんグループの業績>

つうけんグループは、通信事業者からの受注増に加え、大型太陽光発電設備工事及びITソリューション事業の受注拡大やM&A等による業容拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高520億7千万円(前期比5.7%増)、売上高507億9千万円(前期比1.3%増)となり、営業利益も、「筋肉質な経営基盤の構築」をテーマに直接工事費をはじめとした各種費用削減策の取り組みにより35億4千万円(前期比12.0%増)となりました。

セグメント資産は、完成工事未収入金・関係会社株式等が増加したことなどにより、424億4千万円(前期比6.8%増)となりました。

<NDSグループの業績>

NDSグループは、通信事業者からの設備建設工事等の受注確保・拡大に加え、東海圏をはじめ首都圏・関西圏においても、道路関連通信設備工事、建物内電気・通信設備工事、土木工事及びICT関連事業等の受注拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高836億3千万円(前期比42.5%増)、売上高835億2千万円(前期比91.8%増)、営業利益41億4千万円(前期比104.2%増)となりました。

セグメント資産は、807億6千万円(前期比7.4%増)となりました。

<SYSKENグループの業績>

SYSKENグループは、通信事業者からの通信設備工事等の受注確保に加え、九州エリア管内において、大型太陽光発電設備工事を中心とした民需工事の受注拡大及び工事管理の効率化等による生産性向上に取り組んでまいりました。

この結果、受注高343億3千万円(前期比34.9%増)、売上高318億3千万円(前期比90.3%増)、営業利益12億8千万円(前期比112.3%増)となりました。

セグメント資産は、236億4千万円(前期比3.6%増)となりました。

<北陸電話工事グループの業績>

北陸電話工事グループは、通信事業者からの設備保全工事、社会システム関連では高速道路付帯設備工事や電線共同溝工事など社会インフラ関連及びITソリューション関連の受注拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高142億7千万円(前期比68.1%増)、売上高136億3千万円(前期比92.7%増)、営業利益3億4千万円(前期比17.7%減)となりました。

セグメント資産は、111億9千万円(前期比2.7%増)となりました。

<コムシス情報システムグループの業績>

コムシス情報システムグループは、通信事業者や官公庁発注及び金融系事業分野への受注拡大に取り組んでまいりました。

この結果、今期は公共系大型更改案件の受注もあり、受注高114億3千万円(前期比8.1%増)、売上高115億4千万円(前期比10.0%増)となり、営業利益も、プロジェクトマネジメントの徹底や現場改善活動等により13億3千万円(前期比5.2%増)増益となりました。

セグメント資産は、受取手形・完成工事未収入金等が増加したことなどにより、81億6千万円(前期比7.9%増)となりました。

(参考) <当社(持株会社)の状況>

当社は、日本コムシス株式会社等統括事業会社から経営管理料として13億9千万円、配当金として115億円を収受いたしました。この結果、営業収益128億9千万円(前期比23.1%増)、営業利益115億3千万円(前期比25.3%増)及び当期純利益114億5千万円(前期比24.8%増)となりました。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

コムシスグループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって、工事進行基準の進捗度、工事損失引当金の計上、固定資産の減損、たな卸資産の評価、退職給付債務及び年金資産の認識、繰延税金資産の計上等の重要な会計方針に関して、必要と思われる見積り及び判断を合理的な基準に基づき実施しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

なお、コムシスグループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

コムシスグループにおいて、連結財務諸表に与える影響が大きいと考えられる重要な見積りは以下の通りであります。

工事進行基準

一部の連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準を適用しております。工事の進捗度の見積りは原価比例法を採用しており、工事進行基準の適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における進捗度を合理的に見積る必要があります。工事進行基準による収益の計上の基礎となる工事原価総額は、工事契約ごとの実行予算を使用して見積りを行っておりますが、実行予算の策定にあたっては、必要となる施工内容に応じた外注費及び材料等の調達価格の見積りに不確実性を伴うため、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等不確実性が大きく、将来の業績予測等に反映させることが難しい要素もありますが、現時点において入手可能な情報を基に検証等を行っております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当連結会計年度におけるコムシスグループが支出した研究開発費の総額は、200百万円であります。なお、各セグメントごとの研究開発費は次のとおりであります。

日本コムシスグループは、新規事業分野に係る技術開発と、施工効率及び安全・品質の向上に関する各事業の技術支援活動に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、32百万円であります。

サンワコムシスエンジニアリンググループは、ITソリューションに関連する新サービスモデルの確立に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、5百万円であります。

つうけんグループは、ITソリューションに関連する新サービスモデルの確立に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、21百万円であります。

NDSグループは、ネットワーク技術及び通信設備工事に関連する技術開発と、新規事業分野に関する新商品及び新サービスの研究開発に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、83百万円であります。

SYSKENグループは、通信設備部門の機械化、省力化、また電子情報化によるコストダウンと安全・品質の向上及びドローンを活用した新規事業分野の開発に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、46百万円であります。

北陸電話工事グループは、新規事業分野に係る技術開発と、施工効率及び安全・品質の向上に関する各事業の技術支援活動に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、11百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしましたコムシスグループの設備投資総額は11,730百万円であります。その主なものは、工事基地の機能強化を図るため、日本コムシス株式会社による工事車両用駐車場（東京都港区）の建設であります。さらに、コムシスグループの施工業務支援システムやワークフローシステムの機能追加のほか、工事車両及び工具器具備品の拡充・更新等への投資であります。

セグメント別の設備投資額は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度	前年同期比
日本コムシスグループ	5,635 百万円	99.7%
サンワコムシスエンジニアリンググループ	161	179.3
T O S Y Sグループ	409	58.9
つうけんグループ	2,154	201.6
N D Sグループ	2,500	124.8
S Y S K E Nグループ	276	113.0
北陸電話工事グループ	274	516.3
コムシス情報システムグループ	33	142.1
その他	21	3.2
計	11,467	109.2
調整額	262	-
合計	11,730	110.1

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物・ 構築物	機械装置・運搬具 工具器具・備品	土地 (面積千㎡)	リース資産	合計	
日本コムシス(株) (東京都品川区)	日本コムシス グループ	工事基地 事務所	17,222	365	32,018 (206)	398	50,005	2,814
サンワコムシス エンジニアリング(株) (東京都杉並区)	サンワコムシス エンジニアリング グループ	工事基地 事務所	571	120	847 (3)	34	1,573	823
(株)T O S Y S (長野県長野市)	T O S Y Sグループ	工事基地 事務所	2,825	104	2,829 (118)		5,759	785
(株)つうけん (札幌市中央区)	つうけんグループ	工事基地 事務所	4,377	146	4,121 (743)		8,645	901
N D S(株) (愛知県名古屋市)	N D Sグループ	工事基地 事務所	5,035	240	6,396 (449)	300	11,973	1,126
(株)S Y S K E N (熊本県熊本市)	S Y S K E Nグループ	工事基地 事務所	2,513	319	2,745 (140)		5,577	587
北陸電話工事(株) (石川県金沢市)	北陸電話工事 グループ	工事基地 事務所	865	246	1,310 (87)	20	2,443	458
コムシス情報システム(株) (東京都港区)	コムシス情報 システムグループ	工事基地 事務所	6	13	()		19	387
コムシスシェアード サービス(株) (東京都品川区)	その他	寮・社宅 事務所	1,870	12	932 (3)		2,815	133

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
日本コムシス(株) 宇都宮新テクノ ーション(仮称) (栃木県宇都宮市)	日本コムシス グループ	工事基地 事務所	2,432	1,223	自己資金	2019年 9月	2020年 10月	工事事務所集約による 業務生産の向上
NDS(株) 賃貸用不動産 (愛知県名古屋市)	NDS グループ	賃貸用不動産	1,643	443	自己資金	2019年 7月	2021年 2月 (注)1	(注)3
NDS(株) 分譲用不動産 (愛知県名古屋市)	NDS グループ	分譲用不動産	1,529	710	自己資金	2019年 9月	2021年 10月 (注)2	(注)3

(注)1 NDS(株)賃貸用不動産は、完了予定年月を2021年1月から2021年2月に変更しております。

2 NDS(株)分譲用不動産は、完了予定年月を2021年1月から2021年10月に変更しております。

3 完成後の増加能力については合理的に算定できないため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	580,000,000
計	580,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	141,000,000	141,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100 株であります。
計	141,000,000	141,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権	
決議年月日	2012年8月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 22
新株予約権の数(個)	21 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,100 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2012年8月25日～2042年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 862 資本組入額 431
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2041年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。
- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に

沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

4 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第 8 回新株予約権	
決議年月日	2013年 8 月 6 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 23
新株予約権の数（個）	42 （注）1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 4,200 （注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 株当たり 1
新株予約権の行使期間	2013年 8 月24日～2043年 8 月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,075 資本組入額 538
新株予約権の行使の条件	<p>1．新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2042年 8 月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2．新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から 6 ヶ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3．各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年 3 月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年 5 月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第10回新株予約権	
決議年月日	2014年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 27
新株予約権の数(個)	32 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,200 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2014年8月23日～2044年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,746 資本組入額 873
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2043年8月23日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第11回新株予約権	
決議年月日	2014年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 42
新株予約権の数(個)	130 [75] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,000 [7,500] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,969 (注) 4
新株予約権の行使期間	2016年8月23日～2020年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,969 資本組入額 985
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第12回新株予約権	
決議年月日	2015年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の数(個)	102 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,200(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2015年8月22日～2045年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,392 資本組入額 697
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2044年8月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第13回新株予約権	
決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43
新株予約権の数(個)	928 [803] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 92,800 [80,300] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,928 (注) 4
新株予約権の行使期間	2017年8月22日～2024年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,928 資本組入額 964
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第14回新株予約権	
決議年月日	2016年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の数(個)	216 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,600 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2016年8月24日～2046年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,705 資本組入額 853
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2045年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第15回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35
新株予約権の数(個)	1,730 [1,600] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 173,000 [160,000] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,923 (注) 4
新株予約権の行使期間	2018年8月24日～2025年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,923 資本組入額 962
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第16回新株予約権	
決議年月日	2017年8月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29
新株予約権の数(個)	189 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,900 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2017年8月24日～2047年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,046 資本組入額 1,023
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第17回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 40
新株予約権の数(個)	2,940 [2,722] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 294,000 [272,200] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,404 (注) 4
新株予約権の行使期間	2019年8月24日～2026年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,404 資本組入額 1,202
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第18回新株予約権	
決議年月日	2018年8月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29
新株予約権の数(個)	277 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 27,700 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2018年8月23日～2048年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,542 資本組入額 1,271
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第19回新株予約権	
決議年月日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 41
新株予約権の数(個)	3,890 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 389,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,939 (注)3
新株予約権の行使期間	2020年8月23日～2027年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,939 資本組入額 1,470
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)2の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

2 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）3（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
（注）5の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第20回新株予約権	
決議年月日	2019年8月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社完全子会社取締役 56
新株予約権の数(個)	365 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2019年8月23日～2049年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,537 資本組入額 1,269
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)3の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 3 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第21回新株予約権	
決議年月日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社子会社取締役 50 当社完全子会社執行役員 52
新株予約権の数(個)	3,994 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 399,400 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,908 (注)3
新株予約権の行使期間	2021年8月23日～2028年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,908 資本組入額 1,454
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)2の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

2 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）3（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

（注）5の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

5 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年11月30日(注)1	4,977,886	141,000,000	-	10,000	-	58,815
2016年6月29日(注)2	-	141,000,000	-	10,000	48,815	10,000

(注)1 自己株式の消却による減少であります。

2 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	82	38	292	314	7	15,183	15,916	-
所有株式数(単元)	-	722,487	30,056	94,175	206,101	58	354,310	1,407,187	281,300
所有株式数の割合 (%)	-	51.34	2.14	6.69	14.65	0.00	25.18	100.00	-

(注)1 自己株式14,164,947株は、「個人その他」に141,649単元及び「単元未満株式の状況」に47株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ41単元及び49株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	28,285	22.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,640	12.33
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	3,247	2.56
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	2,982	2.35
コムシスホールディングス従業員持株会	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	2,085	1.64
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	2,066	1.62
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5 J P, UNITED KINGDOM (港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,978	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,958	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,737	1.36
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	1,661	1.31
計	-	61,644	48.60

(注) 1 当社は、2020年3月31日現在自己株式14,164,947株を保有しておりますが、上記大株主から除外していません。

2 2018年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者が2018年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,350	0.96
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	6,872	4.87
アセットマネジメントOneインターナショナル(Asset Management International Ltd.)	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	293	0.21
計	-	8,515	6.04

- 3 2019年2月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの共同保有者が2019年1月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,014	0.72
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,488	2.47
三菱UFJ国際投資株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,687	2.62
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	994	0.71
計	-	9,185	6.51

- 4 2019年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託株式会社及びその共同保有者が2019年6月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	349	0.25
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	4,741	3.36
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	7,577	5.37
計	-	12,668	8.98

- 5 2019年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者が2019年8月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	0	0.00
ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PCL)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	80	0.06
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	15,156	10.75
計	-	15,237	10.81

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,164,900 (相互保有株式) 普通株式 90,400	-	単元株式数は100株であります。 単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,463,400	1,264,634	-
単元未満株式	普通株式 281,300	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	141,000,000	-	-
総株主の議決権	-	1,264,634	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ4,100株(議決権41個)及び49株含まれております。

2 単元未満株式数には当社所有の自己株式47株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) コムシスホールディングス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	14,164,900	-	14,164,900	10.04
(相互保有株式) 九州電機工業株式会社	熊本県熊本市北区大窪二丁目8番22号	6,800	-	6,800	0.00
(相互保有株式) 九州通信産業株式会社	熊本県熊本市北区四方寄町1291号	1,000	-	1,000	0.00
(相互保有株式) 株式会社サンレック	東京都板橋区成増一丁目30番13号 トーセイ大樹ビル	1,200	-	1,200	0.00
(相互保有株式) 株式会社ジンワ	埼玉県戸田市本町五丁目11番15号	2,200	-	2,200	0.00
(相互保有株式) 日本協同建設株式会社	三重県亀山市阿野田町1036番地の3	7,400	-	7,400	0.00
(相互保有株式) 株式会社東海通信資材サービス	愛知県名古屋市中区二丁目15-18 名古屋通信ビル	71,800	-	71,800	0.05
計	-	14,255,300	-	14,255,300	10.11

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月10日)での決議状況 (取得期間2019年5月13日~2020年3月31日)	2,000,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,737,400	4,999,888,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	262,600	111,800
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	13.13	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	13.13	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年11月8日)での決議状況 (取得期間2019年11月11日~2020年3月31日)	1,200,000	3,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	950,200	2,999,980,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	249,800	19,100
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	20.82	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	20.82	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年5月13日)での決議状況 (取得期間2020年5月14日~2021年3月31日)	1,500,000	3,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,691	5,171,685
当期間における取得自己株式	269	804,810

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	383,220	642,276,720		
その他(新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡請求による売渡)	440,480	781,838,380	52,822	101,434,806
保有自己株式数	14,164,947	-	14,112,394	-

(注) 当期間における自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、配当金については、安定的・継続的な配当を中心としつつ、業績連動にも配慮していくことを基本方針としております。

毎事業年度における配当の回数は中間配当金及び期末配当金の年2回としており、それぞれの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の1株当たりの配当金については、上記方針に基づき、15円増配し、年間75円(中間配当35円、期末配当40円)となりました。加えて、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、当事業年度中に自己株式の取得(268万株、79億9千万円)を実施いたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年11月8日 取締役会決議	4,484	35.00
2020年6月26日 定時株主総会決議	5,073	40.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コムシスグループは、企業価値の向上を図るためには、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識し、その充実に努めることにより、各ステークホルダーから信頼・評価される真の実力を持った会社を目指すこととしております。

そのためには、会社経営の透明性・健全性の確立が不可欠であり、適切な情報開示の確保、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化及びコムシスグループの行動規範の徹底、内部統制の強化、事業活動に基づく社会への貢献について一層の定着を図っていく考えであります。

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、株主総会、取締役会、監査等委員会などから構成されております。監査等委員会設置会社の特徴である、取締役会の監督機能の強化と迅速な意思決定を行う体制整備を進め、さらなる企業価値向上を目指しております。

当社取締役会は、当社事業に精通する取締役と、独立した立場で経営監視を行う社外取締役で構成され、経営効率を高めるとともに、監査等委員による監査機能の充実を図ることにより、経営の健全性の維持強化に努めております。また、当社は定款の定め及び取締役会の決議により、重要な業務執行の決定を取締役に委任しております。これにより、迅速な意思決定と機動的な業務執行が可能となるとともに、取締役会は業務執行に対する監督に専念できる体制としております。

取締役会は9名の取締役及び社外取締役を含む監査等委員である取締役6名（2020年6月26日現在）により構成され、取締役会規則に基づき定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行者に対する監督を行っています。なお、取締役会構成員の氏名については「(2) 役員の状況」に記載しております。

取締役会の決定に基づく業務執行状況については、四半期毎に担当取締役が取締役に報告しております。また、各業務執行取締役の指揮のもと、担当業務別に効率的な業務運営を行っております。

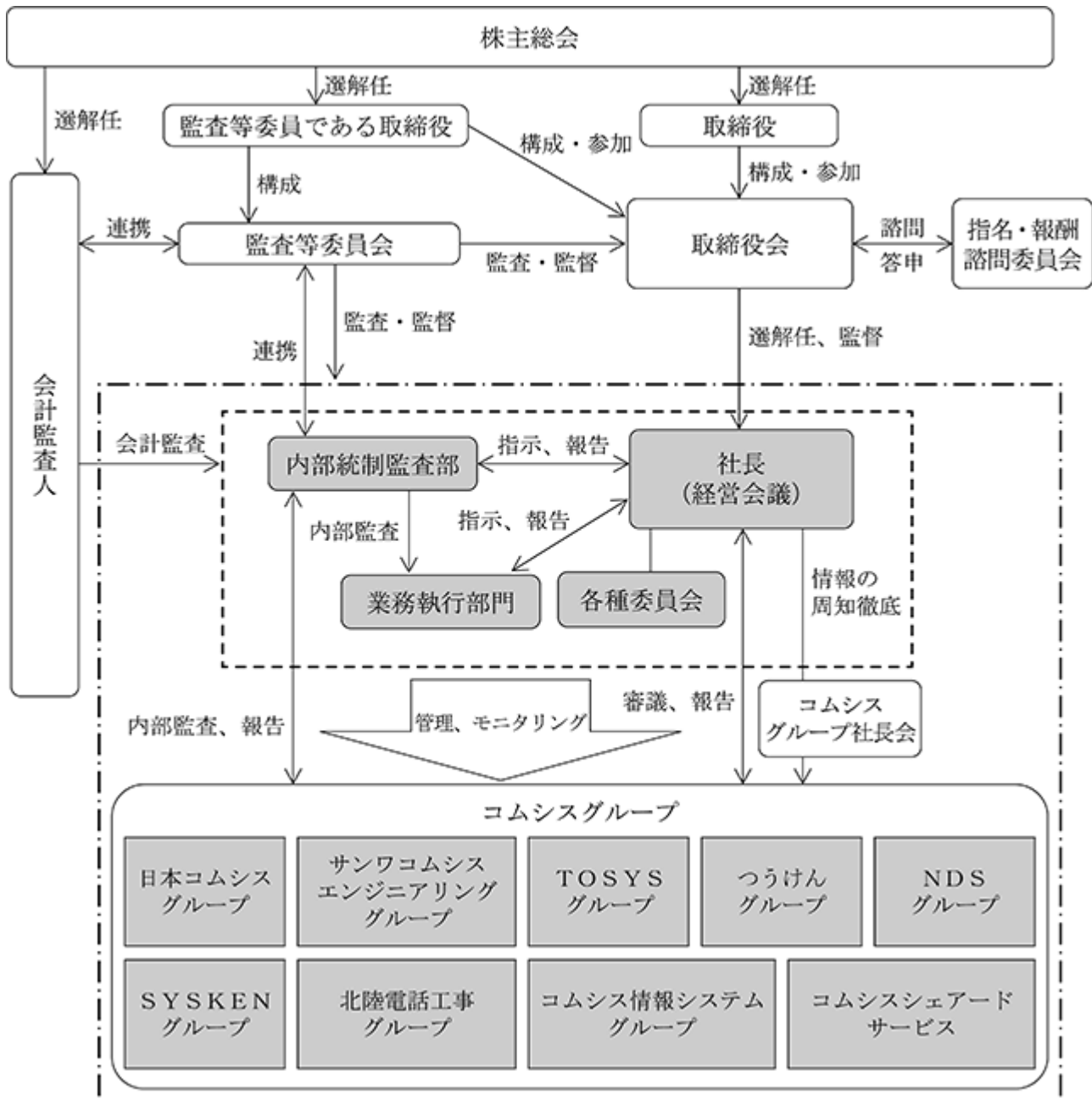
社外取締役を除く取締役及び常勤の監査等委員で構成されている経営会議は原則月1回開催され、業務執行の効率化を高めるため、重要な意思決定事項について審議及び決議を行っております。経営会議には必要に応じて各組織長等がオブザーバーとして出席し、意思決定内容を的確に把握できるようにしております。

また、当社は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外取締役を含めた指名・報酬諮問委員会を設置し、指名・報酬などの特に重要な事項の検討に当たり社外取締役の適切な関与・助言を得ております。指名・報酬諮問委員会の構成員は以下のとおりであります。

	役職名	氏名
委員長	代表取締役 社長	加賀谷 卓
委員	取締役 人事部長	熊谷 仁
委員	社外取締役 (監査等委員)	宮下 正彦
委員	社外取締役 (監査等委員)	小野原 一賀

(2020年6月26日現在)

ロ コムシスグループの業務執行体制、経営監視及び内部統制を図式化すると概ね次のとおりとなります。



(2020年6月26日現在)

八 その他の企業統治に関する事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定により、2006年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしました。

また2015年4月の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に合わせ、基本方針の内容の一部改定を決議し、2017年6月の取締役会においては、監査等委員会設置会社への移行に対応するため、基本方針の内容の一部改定を決議しております。

当該基本方針に基づき、次のとおり取り組んでおります。

コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、コムシスグループ全体で共有する「コンプライアンス・プログラム」を制定し、その枠組みの中で「コンプライアンス行動指針」を定め、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし、当社及び統括事業会社から選出された委員、全監査等委員により構成され、当社及びコムシスグループのコンプライアンス全体を統括し、その審議を通じてコムシスグループのコンプライアンス・マインドの向上、コンプライアンス体制の確立に取り組んでおります。コムシスグループ各社においても、同様のコンプライアンス委員会等を設置し、各社における教育、研修により、それぞれの企業理念や行動指針の一層の浸透を図り、コンプライアンス体制の構築に努めております。

リスク管理体制の整備状況

当社は、激しく変化する事業環境の中で、企業価値の維持・増大を図るためには、当社を取り巻くさまざまなリスクを適切に管理することが重要であると認識しており、事業を取り巻くビジネスリスクを含む事業に重大な影響を与えるリスクに対応するため、リスクマネジメント体制を強化しております。

リスク管理については、コムシスグループ全体を統括するため、社長を委員長、当社及び統括事業会社の取締役を委員とする「リスク管理委員会」を設置しております。

また、2006年8月に「リスク管理基本方針」を策定し、コムシスグループ各社を含めたリスクマネジメントを推進しております。さらに、コムシスグループ各社においても同様に委員会等を設置し、それぞれの業務リスクに応じて必要な対応を行い、存在するリスクの最小化に努める取り組みを進めております。

当社は、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を策定し、リスク管理の実践を通じて、当社及びコムシスグループにおける事業の継続・安定的発展の確保に努めることとしております。

また、ISO9001、ISO14001、ISO/IEC27001、COHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）、プライバシーマーク等の各マネジメントシステムについても、コムシスグループ各社の業務に適合させ、認証を取得、維持、運用することにより、各社の業務リスクへの対応を行っております。

CSRに対する取り組み

当社及びコムシスグループが社会の一員として、社会貢献を含む経済的及び社会的責任を積極的に果たすために、コムシスグループ全体を統括する「CSR委員会」を設置しております。

CSR委員会では、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、情報開示、情報保護、セキュリティ対策、社会貢献、環境等のテーマを対象としてCSR活動に取り組んでおります。

情報管理体制の整備

取締役会、経営会議等の議事録並びに報告書その他取締役の業務執行に係る重要な文書・記録等については、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理しております。

また、業務の効率化や業務執行の効率化を図るため、情報セキュリティを確保した上で、様々な情報システムを導入し、最新の経営情報を共有できる仕組みの構築に取り組んでおります。

グループ会社の管理体制の整備

当社は、コムシスグループの主要な子会社である統括事業会社に対し、「コムシスグループ協定」に基づき、経営管理を行っております。また、統括事業会社は、統括事業会社が直接出資する子会社の経営を管理し、当社は統括事業会社が行う経営管理について、必要に応じて指導・助言を行うグループ運営体制としております。

コムシスグループ内の重要な意思決定事項については、コムシスグループの審議・報告ルールを明確にした「グループ会社運営基準」に基づき、子会社が行う重要な業務執行について、当社の経営会議及び取締役会において審議・報告するなど、当社への審議・報告制度を軸とした管理とモニタリングを実施する体制をとっております。

当社は、コムシスグループ全体を対象とする内部通報窓口を社内及び社外（法律事務所）に設置し、コムシスグループの使用人等からの通報による法令に違反する恐れのある事実等の報告を把握するとともに、公益通報者保護法に基づき通報者が不利益を被ることのない体制を整備し未然防止に取り組んでおります。

コムシスグループにおける業務の適正を確保するため、当社に設置したCSR委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の各種委員会は、統括事業会社の取締役等が委員として参画しその方針がコムシスグループ各社に浸透するよう努め、グループ各社の情報の共有化を図っております。

また、コムシスグループ各社の社長で構成される「コムシスグループ社長会」を定期的開催し、経営方針・施策の周知徹底を図っております。

反社会的勢力を排除するための体制

当社及びコムシスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、企業としての社会的責任を果たすよう、一切の関係を遮断しております。また、関係を強要された時は、毅然とした態度で臨み、弁護士、警察等と連携しながら組織的に対応する体制を整備しております。

二 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定、当社定款第32条に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものであります。

取締役に関する事項

イ 取締役の員数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は13名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

ロ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会決議に関する事項

イ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

当社は、取締役の責任免除について、取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

当社は、株主への安定的・継続的な利益還元ができるよう、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨を定款で定めております。

ロ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 15名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長	加賀谷 卓	1957年3月12日生	2005年7月 日本電信電話株式会社第五部門担当部長 2008年6月 東日本電信電話株式会社取締役千葉支店長 2012年6月 同社常務取締役東京支店長 2014年7月 同社常務取締役東京事業部長 2015年6月 日本コムシス株式会社取締役副社長執行役員副社長 2015年6月 当社取締役 2016年6月 日本コムシス株式会社代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社代表取締役 2017年6月 当社代表取締役社長(現任) <他の会社の代表状況> 2016年6月 日本コムシス株式会社代表取締役社長	(注)2	251
取締役	大村 佳久	1956年4月2日生	2009年6月 東日本電信電話株式会社取締役コンシューマ事業推進本部オフィス営業推進部長 2012年6月 同社常務取締役ビジネス&オフィス事業推進本部長 2013年7月 同社常務取締役ビジネス&オフィス営業推進本部長 2014年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員 2016年3月 株式会社つうけん取締役 2016年4月 同社代表取締役副社長 2016年6月 同社代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社取締役 2020年6月 日本コムシス株式会社取締役(現任) 2020年6月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社取締役(現任) 2020年6月 当社取締役 北海道ブロック担当(現任) <他の会社の代表状況> 2016年6月 株式会社つうけん代表取締役社長	(注)2	51
取締役	坂本 繁実	1956年1月29日生	1978年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社)入社 2010年7月 同社執行役員 2012年5月 コムシスエンジニアリング株式会社代表取締役社長 2014年6月 日本コムシス株式会社取締役執行役員 2014年6月 当社取締役人事部長 2015年6月 当社人事部長 2016年5月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社取締役 NCC事業推進、民需事業推進担当 2020年6月 当社取締役(現任) <他の会社の代表状況> 2016年5月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社代表取締役社長	(注)2	83

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	玉村 知史	1958年4月27日生	2007年6月 西日本電信電話株式会社静岡支店長 2010年6月 株式会社NTT西日本 - ホームテクノ 関西(現 株式会社NTTフィールド テクノ)代表取締役社長 2012年6月 西日本電信電話株式会社取締役九州事 業本部長兼福岡支店長 2015年6月 NDS株式会社顧問 2016年6月 同社専務取締役 2017年6月 同社代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) <他の会社の代表状況> 2017年6月 NDS株式会社代表取締役社長	(注)2	68
取締役 人事部長	熊谷 仁	1957年2月2日生	1979年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コム シス株式会社)入社 2007年7月 東日本システム建設株式会社(現 株 式会社TOSYS)執行役員 2009年7月 日本コムシス株式会社NTT事業本部 アクセスシステム部アクセス事業改革 推進プロジェクト室長 2010年7月 同社執行役員 2013年6月 同社取締役執行役員経営企画部長 2013年6月 当社取締役経営企画部長 2016年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役 員 2018年6月 同社取締役専務執行役員 2019年6月 同社取締役専務執行役員人材育成部長 (現任) 2019年6月 当社取締役人事部長 コンプライアン ス、ITシステム、コムシスシェア ドサービス株式会社担当 2020年6月 当社取締役人事部長 コンプライアン ス、コムシスシェアードサービス株式 会社担当(現任)	(注)2	56
取締役	佐藤 謙一	1957年7月21日生	2007年6月 東日本電信電話株式会社埼玉支店長 2010年6月 同社取締役埼玉支店長 2011年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 代表取締役副社長ネットワークビジネ ス事業本部長 2013年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行 役員NTT事業本部長 2015年6月 当社取締役 2018年6月 日本コムシス株式会社取締役専務執行 役員NTT事業本部長(現任) 2019年6月 当社取締役 NTT事業推進、株式会 社TOSYS、北陸電話工事株式会社 担当 2020年6月 当社取締役 キャリア事業推進、株式 会社TOSYS、北陸電話工事株式会 社、株式会社SYSKEN担当(現 任)	(注)2	54

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 財務部長 兼 事業拡大 推進室長	尾崎 秀彦	1957年8月20日生	2007年4月 東日本電信電話株式会社相互接続推進部長 2011年6月 株式会社NTTファシリティーズ取締役財務部長 2014年6月 日本コムシス株式会社 入社 2014年6月 当社財務部担当部長 2014年7月 日本コムシス株式会社執行役員 2015年6月 株式会社つうけん取締役(現任) 2015年6月 日本コムシス株式会社取締役 2015年6月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社取締役(現任) 2015年6月 株式会社T O S Y S 取締役(現任) 2015年6月 コムシス情報システム株式会社取締役(現任) 2015年6月 当社取締役財務部長 2017年6月 当社取締役財務部長兼事業拡大推進室長 2018年10月 株式会社S Y S K E N 監査役(現任) 2018年10月 北陸電話工事株式会社監査役(現任) 2018年10月 N D S 株式会社監査役(現任) 2019年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員(現任) 2019年6月 当社取締役財務部長兼事業拡大推進室長 経営企画、I R、内部統制監査、総務担当 2020年6月 当社取締役財務部長兼事業拡大推進室長 I R、内部統制監査、総務担当(現任)	(注) 2	65
取締役 経営企画部長	野池 秀幸	1964年2月26日生	2014年7月 東日本電信電話株式会社北海道事業部長兼北海道支店長 2016年6月 同社取締役北海道事業部長兼北海道支店長 2017年7月 同社取締役東京事業部長 2019年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員経営企画部長(現任) 2019年6月 当社経営企画部長 2020年6月 当社取締役経営企画部長 D X 推進担当(現任)	(注) 2	30
取締役	打出 邦彦	1961年4月7日生	2009年10月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社S E 部ビジネス推進部門長 2012年10月 同社第三営業本部副本部長 2014年6月 エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリングマリン株式会社代表取締役社長 2017年7月 日本コムシス株式会社執行役員I T ビジネス事業本部副本部長 2018年6月 同社取締役執行役員I T ビジネス事業本部長(現任) 2020年6月 当社取締役 民需事業推進、コムシス情報システム株式会社担当(現任)	(注) 2	30

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	上脇 晃一郎	1956年3月18日生	1979年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社)入社 2006年4月 当社総務人事部グループ人事部門長 2006年7月 日本コムシス株式会社人事部長 2008年4月 同社人材育成部人事部長 2012年7月 同社執行役員 2013年6月 コムシスシェアードサービス株式会社代表取締役社長 2016年6月 日本コムシス株式会社監査役(現任) 2016年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 コムシス情報システム株式会社監査役(現任)	(注)3	69
取締役 (監査等委員)	成宮 憲一	1951年5月3日生	1976年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社)入社 1999年7月 東日本電信電話株式会社技術部担当部長 2002年6月 同社技術部長 2004年6月 同社退職 2004年6月 富士通アクセス株式会社(現 富士通テレコムネットワークス株式会社)執行役員 2007年6月 同社取締役常務執行役員 2013年6月 同社特命顧問 2015年6月 当社社外取締役 2015年10月 富士通株式会社ネットワークビジネスグループ特命顧問 2017年6月 同社社会基盤ビジネス本部顧問 2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	宮下 正彦	1956年10月3日生	1980年4月 警察庁入庁 1992年4月 弁護士(第一東京弁護士会所属)登録 友常木村見富法律事務所 1995年6月 シカゴ大学ロースクール修士課程卒 2001年6月 岡本硝子株式会社社外監査役 2004年3月 TMI総合法律事務所(現任) 2008年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役 2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	小野原 一賀	1949年1月1日生	1972年4月 新日本製鐵株式会社(現 日本製鐵株式会社)入社 2006年6月 新日鉄エンジニアリング株式会社(現 日鉄エンジニアリング株式会社)取締役常務執行役員 2010年4月 同社代表取締役副社長 2011年4月 日鉄パイプライン株式会社(現 日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社)代表取締役社長 2014年4月 同社取締役相談役 2016年6月 当社社外監査役 2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	中戸川 健一	1951年7月3日生	1974年4月 東京都主税局入所 1976年4月 新和監査法人(現あずさ監査法人)入所 1979年8月 公認会計士登録 1979年11月 税理士登録 1981年1月 中戸川公認会計士事務所所長(現任) 2013年11月 富士クラスタ株式会社社外監査役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	川名 浩一	1958年4月23日生	1982年4月 日揮株式会社入社 2007年8月 同社執行役員営業統括本部新事業推進本部長 2009年7月 同社常務取締役営業統括本部長 2010年7月 同社取締役副社長 2011年7月 同社取締役社長最高執行責任者(COO) 2012年6月 同社代表取締役社長 2017年6月 同社取締役副会長 2018年6月 同社副会長 2019年6月 東京エレクトロンデバイス株式会社社外取締役(現任) 2019年6月 株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年6月 株式会社レノバ社外取締役(現任)	(注)3	-
計					757

(注)1 取締役 成宮憲一氏、宮下正彦氏、小野原一賀氏、中戸川健一氏及び川名浩一氏は、社外取締役ではありません。

2 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

3 2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

社外取締役

当社の社外取締役は5名であり、5名全員が監査等委員であります。

以下に示すとおり、当社の社外取締役である成宮憲一氏、宮下正彦氏、小野原一賀氏、中戸川健一氏、川名浩一氏本人と当社との間に、独立性を損なうような人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

同時に当社は、社外役員の独立性に関する事項に該当する、全ての社外役員を独立役員として届け出ることを方針として定めていることから、5名全員が一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

さらに、社外取締役の経歴各社と当社及びコムシスグループとの間に、独立性を損なうような人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

成宮憲一氏は、東日本電信電話株式会社の出身者であり、当社子会社の主要な取引先のひとつではありますが、同社において経営に直接関与する取締役等に就任したことはなく、2004年6月に同社を退職して既に10年以上が経過しております。なお、当社との取引は一般事業者としての通常の取引であります。さらに、当社子会社は、同氏の過去の兼職先である富士通テレコムネットワークス株式会社及び富士通株式会社との間に取引関係がありますが、いずれも当社の当期連結売上高の1%未満と僅少であり、主要取引先に該当しておりません。以上のいずれも、一般株主と利益相反が生じる恐れはないことから、独立性は確保されていると考えております。

なお、当社は、社外取締役を選任するにあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対して助言、監督できる以下のいずれかの経験・資質を持つ人材を重視しております。

他社の役員・経営幹部の経歴があり、会社経営に精通している者

法令・会計等の専門的知見を有している者

社外取締役の各氏は、海外事業を含む各業界での長年の経験、企業経営に関する豊富な経験、弁護士としての法令についての高度な能力、公認会計士としての財務に関する高度な能力等の幅広い見識、豊富な知識を有しており、多角的視点での適切なアドバイスを期待しております。また、客観的立場から監査・監督を遂行していただけるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断しております。

また、監査等委員である社外取締役は監査等委員会において、内部監査や会計監査の実地監査に立ち会った監査等委員から、それら監査の状況や結果等の報告を受けるとともに、必要に応じて内部統制監査部と直接意見交換を行い、会計監査人とも定期的なミーティングを開催し意見交換を行うなど、緊密な連携体制を整備しております。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査の組織は、内部統制監査部の内部組織として内部監査室及び内部統制室を設置し、それぞれ要員19名、3名(2020年6月26日現在)の体制としております。

内部監査室は経営トップの方針に基づいた内部監査方針を策定し、当社及びコムシスグループ各社に対する内部監査を実施しており、業務遂行の適法性・妥当性等を確保し、経営上の各種リスクの最小化と企業品質向上への寄与に努めております。内部統制室は財務報告に係る内部統制の運用方針を策定し、当社及びコムシスグループ各社への内部統制の定着化の指導や有効性評価を実施しております。

当社の監査等委員会は、社外取締役5名を含む6名により構成されております。監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員として上脇晃一郎氏を選定しており、経営会議、コンプライアンス委員会等社内の重要会議及び委員会に定例メンバーとして出席し、業務執行状況について随時確認し意見を述べる体制を整備しております。なお、監査等委員である中戸川健一氏は公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門的知識を有しております。監査等委員会は、取締役会開催に先立ち定期的に開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計11回開催し、監査等委員全員が全ての回に出席しております。主な検討事項は、監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の選任、取締役の指名・報酬に関する意見の決定等であります。

こうした監査等委員会の活動を補助し監査の円滑な遂行を支援するために、当事業年度より監査等委員会室を設置しております。監査等委員会の職務を補助すべき取締役は設けておりませんが、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会専属である監査等委員会室長1名及び他部署に属する者が兼務の形で2名のスタッフを配置しております。

監査等委員会規則に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社及びコムシスグループの取締役及び使用人は監査等委員に報告することとしております。また、監査等委員が必要と判断したときは、当社及びコムシスグループの取締役及び使用人に対して、前記の報告やその他必要な報告を求めることができる体制を確保しております。

さらに、業務執行の課題等について、社長に直接意見具申する場として、別途、定例的なミーティングを開催しており、当事業年度は2回開催しております。

当社の監査等委員は、監査計画に従い、会計監査人等に同行し、会計監査や内部監査の実地監査に立ち会うなど、会計監査人や内部統制監査部と緊密な連携を図ることにより、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを常に監視できる体制を築いております。また、コムシスグループ主要会社の監査役と定例会議を開催し、情報の共有、意見交換を行うなどコムシスグループ間での連携を密にして監査の実効性を確保いたします。当事業年度は5回開催しております。

会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査において、会計監査人に仰星監査法人を選任し、経営情報を正しく提供するなど、公正不偏な会計監査を受けております。当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

イ 監査法人の名称

仰星監査法人

ロ 継続監査期間

2012年3月期以降

ハ 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 川崎 浩氏

公認会計士 原 伸夫氏

公認会計士 新島 敏也氏

ニ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 15名

その他 8名

ホ 監査法人の選定方針と理由

監査の対応方針を含む監査の実施方針による適正かつ適切な監査活動が実施され、独立性の保持を含む品質管理体制に加え、当社グループの事業内容、業態等を踏まえた監査業務・専門性・適切なコミュニケーション等を総合的に勘案し適任と判断いたしました。

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ヘ 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人の評価に際して、総合的監査能力、組織及び体制、監査遂行状況及び品質管理、独立性、業務執行側の評価、監査費用、監査実績を考慮すべき事項として基準を設けております。当連結会計年度における評価を当該基準に当てはめて行った結果、評価基準を満たしておりました。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	50	11	66	-
連結子会社	41	4	47	1
計	92	15	114	1

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務デュー・ディリジェンスに係る業務についての対価を支払っております。

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イを除く)

該当事項はありません。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間数等の妥当性を勘案した上で決定しております。

ホ 監査等委員会による監査報酬の同意理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、以下のとおりであります。

イ 報酬額等の決定の基本方針

報酬等の額の決定にあたっては、次の事項を基本方針といたします。

- ・持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とする。

ロ 報酬額等の体系および業績連動報酬の概要

報酬等の種別	項目	内容												
固定報酬	基本報酬	当社で役位別に定められた基本額と兼職する統括事業会社の職務に応じて算定される職務報酬からの体系となっており、当社役位別支給分と統括事業会社支給分を分け、固定額を現金報酬として支給することとしております。												
長期インセンティブ型報酬	株式報酬型ストックオプション	権利行使価格が1円となる株式報酬型ストックオプション制度を取締役（監査等委員を除く。）に導入し、各取締役の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識を一層高めることを目的としております。各取締役の当社および統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。												
	通常型ストックオプション	権利行使価格を発行時の時価以上とする通常型ストックオプション制度を取締役（監査等委員を除く。）に導入し、各取締役の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的としております。各取締役の当社および統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。												
業績連動報酬	賞与	<p>基本報酬に所定の業績評価を加味した指数を乗じて算出し、現金報酬として支給することとしております。</p> <p>業績評価指数は、当社として重要な指標であると認識している連結売上高、連結営業利益の対前期および対計画達成度により決定しておりますが、各取締役が兼職する統括事業会社における売上高、営業利益の対前期および対計画達成度による定性評価を加味したものとしております。</p> <p>最近事業年度における指標の達成度は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>前期（達成度）</th> <th>計画（達成度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結売上高</td> <td>560,882</td> <td>481,783 (116.4%)</td> <td>540,000 (103.9%)</td> </tr> <tr> <td>連結営業利益</td> <td>38,953</td> <td>35,267 (110.5%)</td> <td>38,000 (102.5%)</td> </tr> </tbody> </table>		実績	前期（達成度）	計画（達成度）	連結売上高	560,882	481,783 (116.4%)	540,000 (103.9%)	連結営業利益	38,953	35,267 (110.5%)	38,000 (102.5%)
	実績	前期（達成度）	計画（達成度）											
連結売上高	560,882	481,783 (116.4%)	540,000 (103.9%)											
連結営業利益	38,953	35,267 (110.5%)	38,000 (102.5%)											

(注) 当社は2020年6月26日開催の第17回定時株主総会の決議に基づき、同日付で現行の株式報酬型ストックオプションから譲渡制限付株式報酬制度へ変更しております。

ハ 当社における役位および兼職する統括事業会社の職務に応じて定められた報酬指数
(代表取締役社長の基本報酬を100とする)

	代表取締役社長	取締役 (監査等委員である取締役を除く。)
基本報酬	100	48～67
株式報酬型ストックオプション	38	3～11
通常型ストックオプション	12	8～8
賞与	42	18～23

(注) 賞与は各取締役の業績評価指数により、増減20%の範囲内で業績連動することとしております。

ニ 報酬等の額の決定方法

報酬等の額は、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で、妥当性と客観性を確保するために、社外取締役を含めた指名・報酬諮問委員会にて審議を行い、その結果を踏まえ、取締役会において決議するものいたします。

ホ 当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会および指名・報酬諮問委員会の活動状況
当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における指名・報酬諮問委員会の活動は以下のとおりです。

- 2019年3月28日 第5回指名・報酬諮問委員会：取締役報酬の基本方針について
- 2019年4月25日 第6回指名・報酬諮問委員会：2019年度の役員報酬について
- 2019年12月12日 第8回指名・報酬諮問委員会：株式報酬制度の見直しについて

当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容は以下のとおりです。

- 2019年6月25日 第166回取締役会：取締役賞与支給の件、取締役報酬額決定の件
- 2019年8月7日 第167回取締役会
 - ・株式報酬型ストックオプションとしての第20回新株予約権の発行及び開示の件
 - ・通常型ストックオプションとしての第21回新株予約権の発行及び開示の件
- 2020年5月13日 第172回取締役会
 - ・株式報酬制度の見直しによる譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する件

なお、2019年6月25日に開催した第166回取締役会において、当事業年度における当社の取締役の報酬額(基本報酬)に関する決定権限、および2018年度取締役賞与の支給についての決定権限を代表取締役社長 加賀谷卓に一任しております。

ヘ 報酬等に関する株主総会決議内容

2017年6月29日開催の第14回定時株主総会決議による取締役の報酬等の額は年額400百万円以内となっております。なお、株式報酬型ストックオプションについては上記取締役の報酬等の額の範囲内で新株予約権を割当てることについて同株主総会において決議しております。また、通常型ストックオプションにつきまして、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて、株主総会において決議しております。(2016年6月29日開催第13回定時株主総会、2017年6月29日開催第14回定時株主総会、2018年6月26日開催第15回定時株主総会、2019年6月25日開催第16回定時株主総会)

監査等委員である取締役について、以下のとおりであります。

イ 報酬額等の決定の基本方針

報酬等の額の決定にあたっては、次の事項を基本方針といたします。

- ・監査業務や業務執行の監督等の職務遂行が可能な人材を登用できる報酬とする。
- ・経営の意思決定・経営判断に参加することに加えて、その妥当性も監視・監督が可能な人材を登用できる報酬とする。

ロ 報酬額等の体系

監査等委員である取締役の職務の適正性を確保する観点から固定的な報酬である「基本報酬」のみを原則といたします。

八 報酬等の額の決定方法

報酬等の額は、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で、監査等委員会において協議の上、決議するものとしたします。

二 当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における監査等委員会の活動状況

当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における監査等委員会の活動内容は以下のとおりです。

2019年6月25日 第23回監査等委員会：監査等委員の報酬額の協議に関する件

ホ 報酬等に関する株主総会決議内容

2017年6月29日開催の第14回定時株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬等の額は年額80百万円以内となっております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	長期インセンティブ型報酬 (ストックオプション)	業績連動報酬 (賞与)	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	200	91	76	32	12
監査等委員 (社外取締役を除く。)	15	15	-	-	2
社外役員	37	37	-	-	6

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的とは専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を言うと考えております。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社及び当社グループは中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有致します。

政策保有目的で保有する株式については、毎年、取締役会において、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証します。検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ります。

なお、当連結会計年度におきましては2020年3月26日開催の第171回取締役会において2019年12月末時点で保有する株式について上記検証を行い、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄について縮減・売却を進める方針を決議しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

日本コムシス株式会社における株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資会社の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である日本コムシス株式会社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

日本コムシス株式会社は当社グループ会社として中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有致します。

政策保有目的で保有する株式については、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証し、完全親会社である当社へと報告しております。なお、当社取締役会における検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ることとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	26	425
非上場株式以外の株式	15	7,529

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	187	NTT設備事業における事業提携先との協業促進を図るため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	8	273

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友不動産(株)	873,000	873,000	社会システム関連事業等における取引関係の維持、強化	有
	2,300	4,003		
戸田建設(株)	1,892,000	1,892,000	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	1,190	1,286		
富士ソフト(株)	284,200	339,100	ITソリューション事業における取引関係の維持、強化	有
	987	1,485		
(株)インターネットイ ニシアティブ	267,400	267,400	ITソリューション事業における取引関係の維持、強化	無
	947	598		
京浜急行電鉄(株)	326,000	326,000	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	592	612		
日比谷総合設備(株)	200,000	200,000	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	387	377		
(株)ミライト・ホール ディングス	153,574	153,574	NTT設備事業等における効率的な施工のための連携等	有
	206	248		
(株)協和エクシオ	75,717	75,717	NTT設備事業等における効率的な施工のための連携等	有
	182	231		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)NTTドコモ	50,000	50,000	NTT設備事業等における取引関係の維持、強化	無
	168	122		
日本電信電話(株)	65,120	32,560	NTT設備事業等における取引関係の維持、強化 当事業年度中の株式分割により株式数が増加	無
	167	153		
(株)安藤・間	160,500	160,500	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	110	118		
JESCOホールディングス(株)	400,000	400,000	NTT設備事業における取引関係の維持、強化	前事業年度：有 当事業年度：無
	96	164		
大豊建設(株)	40,833	40,833	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	92	132		
(株)ナカヨ	36,200	36,200	ITソリューション事業における取引関係の維持、強化	有
	52	52		
サクサホールディングス(株)	30,100	30,100	ITソリューション事業における取引関係の維持、強化	有
	45	51		
KDDI(株)	-	7,800	-	無
	-	18		
(株)きんでん	-	1,000	-	無
	-	1		
ソフトバンクグループ(株)	-	100	-	無
	-	1		
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	-	400	-	無
	-	1		
(株)関電工	-	1,000	-	無
	-	0		
ネットワンシステムズ(株)	-	200	-	無
	-	0		
(株)ブロードバンドセキュリティ	-	81	-	無
	-	0		

(注) 1 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

- 2 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えていただきます。なお、保有の合理性は、当社の資本コストから算出した株式の年間保有コストに対し、株式を保有することにより生じる取引で見定める年間利益、株式の年間配当及び年換算をした株式のキャピタルゲインの合算額が上回っているか、判定を行い検証しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)NTTドコモ	750,000	750,000	退職給付信託として保有	無
	2,532	1,838		
日本電信電話(株)	412,000	206,000	退職給付信託として保有 当事業年度中の株式分割により株式数が増加	無
	1,061	968		
日比谷総合設備(株)	430,000	430,000	退職給付信託として保有	有
	833	811		
KDDI(株)	136,800	136,800	退職給付信託として保有	無
	436	326		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,010,580	1,010,580	退職給付信託として保有	有
	407	555		
(株)NTTデータ	150,000	150,000	退職給付信託として保有	無
	156	183		
NECネットエスアイ(株)	2,400	2,400	退職給付信託として保有	無
	10	6		
(株)みずほフィナンシャルグループ	88,000	88,000	退職給付信託として保有	有
	10	15		

(注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

2 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、退職給付信託として保有する株式の経済合理性の検証は、配当の状況等を踏まえて実施しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

N D S 株式会社における株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資会社の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最大保有会社の次に大きい会社N D S 株式会社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

N D S 株式会社は当社グループ会社として中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有致します。

政策保有目的で保有する株式については、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証し、完全親会社である当社へと報告しております。なお、当社取締役会における検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ることとしております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	22	248
非上場株式以外の株式	24	7,482

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	13	NTT設備事業における事業提携先との協業促進を図るため、株式を追加取得
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	1

ｃ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)NTTドコモ	516,900	516,900	NTT設備事業等における取引関係の維持、強化	無
	1,745	1,267		
(株)アイチコーポレーション	2,072,259	2,072,259	NTT設備事業等における取引関係の維持、強化	有
	1,419	1,450		
日比谷総合設備(株)	435,850	435,850	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	844	822		
日本電信電話(株)	225,216	112,608	NTT設備事業等における取引関係の維持、強化	無
	580	529		
(株)マキタ	127,050	127,050	ITソリューション事業における取引関係の維持、強化	有
	421	489		
(株)協和エクシオ	174,244	174,244	NTT設備事業等における効率的な施工のための連携等	有
	419	532		
名工建設(株)	391,759	391,759	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	384	421		
矢作建設工業(株)	403,565	403,565	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	315	309		
(株)ミライト・ホールディングス	147,789	147,789	NTT設備事業等における効率的な施工のための連携等	有
	199	238		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	448,300	448,300	社会システム関連事業等における取引関係の維持、強化	有
	180	246		

(注) 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、保有の合理性は、当社の資本コストから算出した株式の年間保有コストに対し、株式を保有することにより生じる取引で見込める年間利益、株式の年間配当及び年換算をした株式のキャピタルゲインの合算額が上回っているか、判定を行い検証しております。

- 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入及び同機構が主催するセミナーへの参加等の取組みを行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	28,618	35,992
受取手形・完成工事未収入金等	3, 4 169,186	3 177,267
リース投資資産	5,671	5,320
未成工事支出金等	6 28,983	6 26,070
販売用不動産	1,987	2,750
商品	771	991
材料貯蔵品	1,817	2,046
その他	10,111	6,776
貸倒引当金	136	135
流動資産合計	247,013	257,080
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	87,826	90,025
減価償却累計額	45,979	47,342
建物・構築物(純額)	2 41,847	2 42,683
機械・運搬具及び工具器具備品	55,124	58,918
減価償却累計額	29,021	32,048
機械・運搬具及び工具器具備品(純額)	26,103	26,869
土地	2, 5 65,748	2, 5 67,285
リース資産	2,389	2,983
減価償却累計額	1,087	1,384
リース資産(純額)	1,302	1,599
建設仮勘定	743	175
有形固定資産合計	135,744	138,612
無形固定資産		
のれん	4,999	3,902
その他	4,606	3,940
無形固定資産合計	9,606	7,842
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 27,712	1, 2 26,084
長期貸付金	963	881
繰延税金資産	2,158	3,283
退職給付に係る資産	11,197	11,076
その他	1 5,886	1 5,533
貸倒引当金	356	352
投資その他の資産合計	47,561	46,507
固定資産合計	192,912	192,962
資産合計	439,926	450,043

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	2,477,685	2,80,289
短期借入金	2,854	2,7,038
未払法人税等	6,017	5,318
未成工事受入金	4,045	5,097
完成工事補償引当金	246	235
工事損失引当金	1,005	728
その他	18,583	19,335
流動負債合計	116,125	118,042
固定負債		
長期借入金	2,321	2,1,107
繰延税金負債	583	656
再評価に係る繰延税金負債	1,369	1,315
退職給付に係る負債	13,508	14,123
役員退職慰労引当金	622	587
その他	3,044	3,516
固定負債合計	22,340	21,307
負債合計	138,466	139,349
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	91,549	92,203
利益剰余金	223,261	241,033
自己株式	20,539	27,125
株主資本合計	304,271	316,111
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,810	1,264
繰延ヘッジ損益	0	12
土地再評価差額金	7,905	8,028
退職給付に係る調整累計額	802	1,780
その他の包括利益累計額合計	5,898	8,557
新株予約権	657	652
非支配株主持分	2,428	2,487
純資産合計	301,459	310,694
負債純資産合計	439,926	450,043

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	481,783	560,882
売上原価	2,941,530	2,948,269
売上総利益	65,253	73,612
販売費及び一般管理費	1,229,985	1,234,658
営業利益	35,267	38,953
営業外収益		
受取利息	24	42
受取配当金	442	721
固定資産賃貸料	245	330
その他	358	450
営業外収益合計	1,070	1,545
営業外費用		
支払利息	37	52
賃貸費用	124	174
為替差損	1	45
その他	103	162
営業外費用合計	267	434
経常利益	36,071	40,064
特別利益		
投資有価証券売却益	87	523
固定資産売却益	352	327
受取補償金	-	84
負ののれん発生益	5,159	-
その他	75	22
特別利益合計	5,375	658
特別損失		
固定資産除却損	457	478
減損損失	5124	5494
投資有価証券評価損	22	350
特別退職金	105	151
事業整理損	6432	-
データ復旧費用	7396	-
事業譲渡損	8256	-
その他	451	169
特別損失合計	1,846	1,244
税金等調整前当期純利益	39,600	39,478
法人税、住民税及び事業税	12,422	13,269
法人税等調整額	899	64
法人税等合計	11,522	13,333
当期純利益	28,077	26,144
非支配株主に帰属する当期純利益	59	149
親会社株主に帰属する当期純利益	28,018	25,994

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	28,077	26,144
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	990	1,548
繰延ヘッジ損益	0	12
退職給付に係る調整額	833	978
その他の包括利益合計	1,824	2,539
包括利益	1 26,253	1 23,605
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	26,199	23,457
非支配株主に係る包括利益	53	147

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	60,883	201,329	38,014	234,199
当期変動額					
剰余金の配当			6,267		6,267
親会社株主に帰属する当期純利益			28,018		28,018
自己株式の取得				8,011	8,011
自己株式の処分		360		985	1,346
子会社の自己株式の取得による持分の変動					-
連結子会社株式の取得による持分の増減		9			9
連結範囲の変動			180		180
株式交換による増加		30,313		24,501	54,815
土地再評価差額金の取崩					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	30,665	21,931	17,475	70,072
当期末残高	10,000	91,549	223,261	20,539	304,271

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,795	-	7,905	30	4,079	513	1,134	231,767
当期変動額								
剰余金の配当								6,267
親会社株主に帰属する当期純利益								28,018
自己株式の取得								8,011
自己株式の処分								1,346
子会社の自己株式の取得による持分の変動								-
連結子会社株式の取得による持分の増減								9
連結範囲の変動								180
株式交換による増加								54,815
土地再評価差額金の取崩								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	984	0	-	833	1,818	143	1,294	380
当期変動額合計	984	0	-	833	1,818	143	1,294	69,691
当期末残高	2,810	0	7,905	802	5,898	657	2,428	301,459

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	91,549	223,261	20,539	304,271
当期変動額					
剰余金の配当			8,345		8,345
親会社株主に帰属する当期純利益			25,994		25,994
自己株式の取得				8,005	8,005
自己株式の処分		146		778	925
子会社の自己株式の取得による持分の変動		65			65
連結子会社株式の取得による持分の増減		74			74
連結範囲の変動					-
株式交換による増加		517		639	1,157
土地再評価差額金の取崩			122		122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	654	17,771	6,586	11,839
当期末残高	10,000	92,203	241,033	27,125	316,111

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,810	0	7,905	802	5,898	657	2,428	301,459
当期変動額								
剰余金の配当								8,345
親会社株主に帰属する当期純利益								25,994
自己株式の取得								8,005
自己株式の処分								925
子会社の自己株式の取得による持分の変動								65
連結子会社株式の取得による持分の増減								74
連結範囲の変動								-
株式交換による増加								1,157
土地再評価差額金の取崩								122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,546	12	122	977	2,659	4	58	2,604
当期変動額合計	1,546	12	122	977	2,659	4	58	9,234
当期末残高	1,264	12	8,028	1,780	8,557	652	2,487	310,694

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	39,600	39,478
減価償却費	7,444	9,150
減損損失	124	494
負ののれん発生益	5,159	-
のれん償却額	1,116	1,097
事業整理損	432	-
事業譲渡損益(は益)	256	-
データ復旧費用	396	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	5
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	78	118
受取利息及び受取配当金	467	764
支払利息	37	52
売上債権の増減額(は増加)	22,600	7,711
未成工事支出金等の増減額(は増加)	1,692	1,702
仕入債務の増減額(は減少)	8,256	1,896
投資有価証券売却損益(は益)	77	523
投資有価証券評価損	22	350
その他の資産の増減額(は増加)	6,814	2,573
その他の負債の増減額(は減少)	1,934	2,059
その他	592	856
小計	23,326	50,827
利息及び配当金の受取額	466	764
利息の支払額	37	51
法人税等の支払額	14,790	14,043
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,964	37,496
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	279	570
投資有価証券の取得による支出	1,603	261
投資有価証券の売却による収入	414	887
子会社株式の取得による支出	14	265
事業譲渡による収入	83	-
有形固定資産の取得による支出	9,460	10,264
無形固定資産の取得による支出	1,235	920
有形固定資産の売却による収入	608	189
貸付けによる支出	171	76
貸付金の回収による収入	162	170
保険積立金の積立による支出	24	176
保険積立金の解約による収入	54	496
その他	642	271
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,550	9,919

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,205	1,080
長期借入れによる収入	500	-
長期借入金の返済による支出	1,282	2,456
自己株式の取得による支出	8,027	8,024
自己株式の売却による収入	1,072	645
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	54	83
子会社の自己株式の取得による支出	-	1
配当金の支払額	6,267	8,345
非支配株主への配当金の支払額	2	13
ファイナンス・リース債務の返済による支出	114	460
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,382	19,819
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	31
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	17,967	7,725
現金及び現金同等物の期首残高	28,957	27,778
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	163	-
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	75	-
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	16,549	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 27,778	1 35,503

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 73社

主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略していません。

2019年4月1日に連結子会社であった北東通信建設株式会社は、連結子会社である愛知NDS株式会社を存続会社として合併し、連結子会社であったNDSアイコス株式会社は、連結子会社であるNDSソリューション株式会社を存続会社として合併したため、連結の範囲から除外しております。

2019年10月1日に連結子会社であった株式会社日本ソーラーパワーは、連結子会社である株式会社日本エコシステムを存続会社として合併し、連結子会社であった日本海通信建設株式会社は、連結子会社である株式会社トーシス新潟を存続会社として合併したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社名は、次のとおりであります。

日新電話設備株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

該当なし

(2) 持分法非適用の非連結子会社(日新電話設備株式会社外)及び関連会社(資材リンコム株式会社外)

は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社73社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

未成工事支出金

個別法による原価法

商品

主として移動平均法による原価法

材料貯蔵品

主として移動平均法による原価法

仕掛不動産

個別法による原価法

販売用不動産

個別法による原価法

2 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

構築物 10～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員退職慰労金支給に備えるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10～16年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

一部の連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度に一括償却しております。

7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(3) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありまして。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた105百万円は、「為替差損」1百万円、「その他」103百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた473百万円は、「投資有価証券評価損」22百万円、「その他」451百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,528百万円	2,909百万円
投資その他の資産その他(出資金)	50 "	100 "

2 担保提供資産

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物	271百万円	72百万円
土地	1,144 "	681 "
投資有価証券	18 "	14 "
計	1,434百万円	768百万円

(注)上記の他、営業保証金の代用として投資有価証券10百万円を供託しております。

担保対応債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
工事未払金	13百万円	3百万円
短期借入金	1,149 "	445 "
長期借入金	1,152 "	823 "
計	2,314百万円	1,271百万円

3 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	18百万円	5百万円

4 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形	182百万円	- 百万円
支払手形	219 "	- "

5 土地の再評価

連結子会社である日本コムシス株式会社は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日法律第34号・最終改正2005年7月26日法律第87号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日政令第119号・最終改正2006年1月27日政令第12号)第2条第4号に定める評価額に合理的な調整を行って算定しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	3,565百万円	5,032百万円

6 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未成工事支出金	499百万円	36百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
従業員給与	12,552百万円	15,088百万円

2 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	186百万円	200百万円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物・構築物	- 百万円	0百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	28 "	17 "
土地	24 "	10 "
その他	0 "	- "
計	52百万円	27百万円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物・構築物	28百万円	44百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	20 "	14 "
その他	8 "	20 "
計	57百万円	78百万円

5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都北区	事業用資産	土地・建物等	73
長野県諏訪市	遊休資産	土地・建物等	43
三重県津市	遊休資産	土地	8

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

東京都北区の事業用資産については、収益性の低下が見込まれる土地・建物等について帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

長野県諏訪市の遊休資産については、遊休となった土地・建物等について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、路線価に基づく正味売却価額により測定しております。

三重県津市の遊休資産については、遊休となった土地・建物等について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、固定資産税評価額に基づく正味売却価額により測定しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
茨城県つくば市	遊休資産	土地・建物等	237
長野県松本市	遊休資産	土地・建物等	90
栃木県宇都宮市	事業用資産	建物・構築物等	81
東京都新宿区	事業用資産	ソフトウェア	62
東京都品川区	遊休資産	建物・備品	10
新潟県上越市	遊休資産	土地	11

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

茨城県つくば市及び長野県松本市の遊休資産については、遊休となった土地・建物等について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により測定しております。

栃木県宇都宮市の事業用資産については、事業所の移転を意思決定したことに伴い、建物・構築物等の帳簿価額を使用価値まで減額しております。なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローの見積期間が短期間であるため、割引計算を行っておりません。

東京都新宿区の事業用資産については、利用終了の意思決定がされたソフトウェアについて、帳簿価額を使用価値まで減額しております。なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローの見積期間が短期間であるため、割引計算を行っておりません。

東京都品川区の遊休資産については、店舗の閉鎖を行った建物・備品について、回収可能額を零として帳簿価額を減額しております。

新潟県上越市の遊休資産については、遊休となった土地について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、路線価に基づく正味売却価額により測定しております。

6 事業整理損の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度において、連結子会社であるサンワコムシスエンジニアリング株式会社における小型風力発電事業の整理に伴い計上したものであります。事業整理損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
減損損失	31百万円	- 百万円
たな卸資産処分損	400 "	- "
計	432百万円	- 百万円

なお、減損損失の内容は、次のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都杉並区	事業用資産	ソフトウェア	31

東京都杉並区の事業用資産については、小型風力発電事業の整理に伴い、当初想定していた収益を見込めなくなったため、回収可能価額を零として帳簿価額を減額しております。

7 データ復旧費用の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度において、写真検査システムの写真データを消失したことに伴い、データ復旧に係る費用を計上したものであります。

8 事業譲渡損の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度において、連結子会社である株式会社日本エコシステムにおけるじぶん電力事業の譲渡に伴い計上したものであります。

9 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額(は工事損失引当金戻入額)は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工事損失引当金繰入額	281百万円	276百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,398	2,005
組替調整額	7	188
税効果調整前	1,406	2,194
税効果額	416	645
その他有価証券評価差額金	990	1,548
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	0	17
税効果調整前	0	17
税効果額	0	5
繰延ヘッジ損益	0	12
退職給付に係る調整額		
当期発生額	939	1,290
組替調整額	264	121
税効果調整前	1,203	1,411
税効果額	369	433
退職給付に係る調整額	833	978
その他の包括利益合計	1,824	2,539

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	141,000,000	-	-	141,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	26,422,771	2,736,531	16,859,946	12,299,356

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	2,732,600株
単元未満株式の買取による増加	3,931株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	131株
ストック・オプション行使による減少	309,700株
株式交換による減少	16,287,690株
連結子会社が保有する親会社株式の売却による減少	262,425株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	657
合計			-	-	-	-	657

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会 (注)1	普通株式	2,865	25.00	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年11月6日 取締役会 (注)2	普通株式	3,404	30.00	2018年9月30日	2018年12月5日

(注)1 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金(1百万円)を含めております。

2 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金(1百万円)を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,861	30.00	2019年3月31日	2019年6月26日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	141,000,000	-	-	141,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	12,299,356	2,689,291	823,700	14,164,947

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	2,687,600株
単元未満株式の買取による増加	1,691株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	80株
ストック・オプション行使による減少	440,400株
株式交換による減少	383,220株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	652
合計			-	-	-	-	652

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,861	30.00	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	4,484	35.00	2019年9月30日	2019年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,073	40.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額と関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預金勘定	28,618百万円	35,992百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	840 "	489 "
現金及び現金同等物	27,778百万円	35,503百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

株式の取得によりN D S 株式会社及びその子会社22社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	35,820百万円
固定資産	34,812 "
資産合計	70,633百万円
流動負債	14,933百万円
固定負債	8,942 "
負債合計	23,875百万円

株式の取得により株式会社SYSKEN及びその子会社7社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	11,012百万円
固定資産	10,273 "
資産合計	21,286百万円
流動負債	8,490百万円
固定負債	1,272 "
負債合計	9,763百万円

株式の取得により北陸電話工事株式会社及びその子会社4社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	5,511百万円
固定資産	4,482 "
資産合計	9,993百万円
流動負債	1,681百万円
固定負債	2,412 "
負債合計	4,094百万円

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、電気通信設備工事事業における車両であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 ファイナンス・リース取引(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
リース料債権部分	5,777	5,353
見積残存価額部分	464	434
受取利息相当額	570	467
リース投資資産	5,671	5,320

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

流動資産

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	1,923	1,464	1,074	652	309	353

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	1,740	1,409	998	615	268	321

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、グループファイナンス及び銀行借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・工事未払金等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	28,618	28,618	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	169,186	169,186	-
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	170	170	0
その他有価証券	24,878	24,878	-
資産計	222,854	222,854	0
(4) 支払手形・工事未払金等	77,685	77,685	-
負債計	77,685	77,685	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	35,992	35,992	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	177,267	177,267	-
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	120	118	2
その他有価証券	21,791	21,791	-
資産計	235,172	235,172	2
(4) 支払手形・工事未払金等	80,289	80,289	-
負債計	80,289	80,289	-

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金預金、並びに(2) 受取手形・完成工事未収入金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	2,662	4,173

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	28,618	-	-	-
受取手形・完成工事未収入金等	169,186	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	80	90	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	-	-	10	-
社債	100	200	-	-
その他	100	100	100	700
合計	198,004	380	200	700

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	35,992	-	-	-
受取手形・完成工事未収入金等	177,267	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	30	90	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	-	10	-	-
社債	-	200	-	-
その他	100	-	100	700
合計	213,360	240	190	700

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	50	50	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	120	120	0
合計	170	170	0

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	50	50	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	120	118	2
合計	170	168	2

2 その他有価証券で時価のあるもの

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	13,369	7,549	5,819
	債券	876	856	19
	その他	101	95	6
	小計	14,347	8,501	5,845
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	10,065	11,820	1,755
	債券	302	303	0
	その他	163	171	8
	小計	10,531	12,295	1,764
合計		24,878	20,797	4,081

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	11,545	7,527	4,017
	債券	590	565	24
	その他	103	95	7
	小計	12,239	8,188	4,050
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	9,023	11,168	2,145
	債券	485	493	7
	その他	43	53	9
	小計	9,552	11,715	2,162
合計		21,791	19,904	1,887

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	166	87	0
債券	100	-	3
その他	105	-	6
合計	372	87	10

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	888	523	0
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	888	523	0

4 減損処理を行ったその他有価証券

当連結会計年度において、有価証券について350百万円（その他有価証券の株式350百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

一部の連結子会社は、確定拠出年金制度、前払退職金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。また、当社及び一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	43,408	55,791
勤務費用	3,245	3,628
利息費用	69	89
数理計算上の差異の発生額	280	23
退職給付の支払額	2,540	3,030
新規連結子会社の取得に伴う増加額	11,333	-
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	-	785
その他	5	3
退職給付債務の期末残高	55,791	57,237

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	49,461	56,287
期待運用収益	1,585	1,708
数理計算上の差異の発生額	656	1,314
事業主からの拠出額	2,025	2,299
退職給付の支払額	1,925	2,486
新規連結子会社の取得に伴う増加額	5,797	-
年金資産の期末残高	56,287	56,493

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,947	2,806
退職給付費用	293	573
退職給付の支払額	278	196
制度への拠出額	4	77
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	-	785
新規連結子会社の取得に伴う減少額	734	-
連結範囲の変更に伴う増加	26	-
その他	87	16
退職給付に係る負債の期末残高	2,806	2,304

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	52,402	52,821
年金資産	57,003	57,177
	4,600	4,356
非積立型制度の退職給付債務	6,910	7,404
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,310	3,047
退職給付に係る負債	13,508	14,123
退職給付に係る資産	11,197	11,076
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,310	3,047

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	3,245	3,628
利息費用	69	89
期待運用収益	1,585	1,708
数理計算上の差異の費用処理額	63	203
過去勤務費用の費用処理額	327	325
簡便法で計算した退職給付費用	293	573
確定給付制度に係る退職給付費用	1,759	2,461

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	325	325
数理計算上の差異	576	1,087
合計	902	1,412

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	325	-
未認識数理計算上の差異	1,486	2,573
合計	1,161	2,573

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	50%	45%
株式	34%	27%
現金及び預金	1%	13%
その他	15%	15%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度10%、当連結会計年度11%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	主として0.0%	主として0.0%
長期期待運用収益率	主として3.6%	主として3.6%

3 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度668百万円、当連結会計年度1,148百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	254百万円	278百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
新株予約権戻入益	2百万円	3百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2009年8月7日	2010年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 19	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 19
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 108,400	普通株式 145,000
付与日	2009年8月24日	2010年8月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2009年8月25日 ~ 2039年8月24日	2010年8月27日 ~ 2040年8月26日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2011年8月10日	2012年8月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 21	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 22
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 180,100	普通株式 152,600
付与日	2011年8月26日	2012年8月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2011年8月27日 ~ 2041年8月26日	2012年8月25日 ~ 2042年8月24日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2013年8月6日	2013年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 23	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 43
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 87,300	普通株式 349,500
付与日	2013年8月23日	2013年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2013年8月23日 ～2015年8月23日
権利行使期間	2013年8月24日 ～2043年8月23日	2015年8月24日 ～2019年8月23日

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2014年8月5日	2014年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 27	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 42
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 54,300	普通株式 373,000
付与日	2014年8月22日	2014年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2014年8月22日 ～2016年8月22日
権利行使期間	2014年8月23日 ～2044年8月22日	2016年8月23日 ～2020年8月22日

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	2015年8月6日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 55,800	普通株式 381,500
付与日	2015年8月21日	2015年8月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2015年8月21日 ～2017年8月21日
権利行使期間	2015年8月22日 ～2045年8月21日	2017年8月22日 ～2024年8月21日

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2016年8月5日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 59,200	普通株式 367,500
付与日	2016年8月23日	2016年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2018年8月24日 ～2025年8月23日
権利行使期間	2016年8月24日 ～2046年8月23日	2018年8月24日 ～2025年8月23日

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
決議年月日	2017年8月4日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 40
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 36,800	普通株式 386,500
付与日	2017年8月23日	2017年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2019年8月24日 ～2026年8月23日
権利行使期間	2017年8月24日 ～2047年8月23日	2019年8月24日 ～2026年8月23日

	第18回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2018年8月3日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 41
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 41,900	普通株式 389,000
付与日	2018年8月22日	2018年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2020年8月23日 ～2027年8月22日
権利行使期間	2018年8月23日 ～2048年8月22日	2020年8月23日 ～2027年8月22日

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
決議年月日	2019年8月7日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社完全子会社取締役 56	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 50 当社完全子会社執行役員 52
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 36,500	普通株式 399,400
付与日	2019年8月22日	2019年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2021年8月23日 ～2028年8月22日
権利行使期間	2019年8月23日 ～2049年8月22日	2021年8月23日 ～2028年8月22日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2009年8月7日	2010年8月10日	2011年8月10日	2012年8月8日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	5,300	7,200	10,900	20,800
権利確定(株)				
権利行使(株)	5,300	7,200	10,900	18,700
失効(株)				
未行使残(株)				2,100

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2013年8月6日	2013年6月27日	2014年8月5日	2014年6月27日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	22,500	9,400	14,800	37,200
権利確定(株)				
権利行使(株)	18,300	9,400	11,600	24,200
失効(株)				
未行使残(株)	4,200		3,200	13,000

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2015年8月6日	2015年6月26日	2016年8月5日	2016年6月29日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	22,800	172,400	35,800	281,800
権利確定(株)				
権利行使(株)	12,600	79,600	14,200	108,800
失効(株)				
未行使残(株)	10,200	92,800	21,600	173,000

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2017年8月4日	2017年6月29日	2018年8月3日	2018年6月26日
権利確定前				
期首(株)		386,500		389,000
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)		386,500		
未確定残(株)				389,000
権利確定後				
期首(株)	31,800		41,900	
権利確定(株)		386,500		
権利行使(株)	12,900	92,500	14,200	
失効(株)				
未行使残(株)	18,900	294,000	27,700	

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
決議年月日	2019年8月7日	2019年6月25日
権利確定前		
期首(株)		
付与(株)	36,500	399,400
失効(株)		
権利確定(株)	36,500	
未確定残(株)		399,400
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)	36,500	
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)	36,500	

単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2009年8月7日	2010年8月10日	2011年8月10日	2012年8月8日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,732	2,732	2,732	2,732
付与日における公正な評価単価(円)	945	605	631	862

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2013年8月6日	2013年6月27日	2014年8月5日	2014年6月27日
権利行使価格(円)	1	1,366	1	1,969
行使時平均株価(円)	2,732	2,772	2,732	2,956
付与日における公正な評価単価(円)	1,075	177	1,746	339

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2015年8月6日	2015年6月26日	2016年8月5日	2016年6月29日
権利行使価格(円)	1	1,928	1	1,923
行使時平均株価(円)	2,732	2,892	2,731	2,914
付与日における公正な評価単価(円)	1,392	205	1,705	378

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2017年8月4日	2017年6月29日	2018年8月3日	2018年6月26日
権利行使価格(円)	1	2,404	1	2,939
行使時平均株価(円)	2,722	3,109	2,723	
付与日における公正な評価単価(円)	2,046	382	2,542	499

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
決議年月日	2019年8月7日	2019年6月25日
権利行使価格(円)	1	2,908
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	2,537	457

4 当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

		第20回新株予約権
株価変動性	(注) 1	26.65%
予想残存期間	(注) 2	5年
予想配当	(注) 3	60円/株
無リスク利率	(注) 4	0.349%

(注) 1 5年間(2014年8月23日から2019年8月22日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 2019年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

		第21回新株予約権
株価変動性	(注) 1	26.47%
予想残存期間	(注) 2	5.50年
予想配当	(注) 3	60円/株
無リスク利率	(注) 4	0.36%

(注) 1 2014年2月19日から2019年8月22日までの株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 2019年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	310百万円	154百万円
退職給付に係る負債等	1,679 "	2,108 "
役員退職慰労引当金等	324 "	283 "
未払事業税等	507 "	486 "
未払費用	4,692 "	5,111 "
投資有価証券評価損	1,834 "	2,148 "
ゴルフ会員権評価損	143 "	153 "
ソフトウェア評価損	25 "	19 "
その他有価証券評価差額金	15 "	204 "
子会社土地評価差額	689 "	1,360 "
繰越欠損金	502 "	443 "
その他	2,897 "	3,523 "
繰延税金資産小計	13,624百万円	15,998百万円
評価性引当額	3,798 "	5,669 "
繰延税金資産合計	9,826百万円	10,328百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	963百万円	955百万円
特別償却準備金	535 "	368 "
子会社土地評価差額	3,042 "	3,136 "
その他有価証券評価差額金	3,705 "	3,219 "
その他	5 "	21 "
繰延税金負債合計	8,251百万円	7,701百万円
繰延税金資産の純額	1,574百万円	2,626百万円

2 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
再評価に係る繰延税金資産	3,370百万円	3,370百万円
評価性引当額	3,370 "	3,370 "
再評価に係る繰延税金資産の合計	-	-
繰延税金負債		
再評価に係る繰延税金負債	1,369百万円	1,315百万円
再評価に係る繰延税金負債の合計	1,369百万円	1,315百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	1,369百万円	1,315百万円

3 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.7%
永久に益金に算入されない項目	0.1%	0.1%
住民税均等割等	0.6%	0.7%
のれんの償却額	0.9%	0.8%
負ののれん発生益	4.0%	- %
評価性引当額	0.3%	0.5%
その他	0.7%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	33.8%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

コムシスグループは、持株会社である当社の下、各統括事業会社を中心としたグループが、それぞれの担当事業について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、統括事業会社を中心としたグループ別のセグメントから構成されており、「日本コムシスグループ」、「サンワコムシスエンジニアリンググループ」、「TOSYSグループ」、「つうけんグループ」、「NDSグループ」、「SYSKENグループ」、「北陸電話工事グループ」、「コムシス情報システムグループ」の8つを報告セグメントとしております。

なお、前第3四半期連結会計期間より、新たに「NDSグループ」「SYSKENグループ」「北陸電話工事グループ」を追加しております。これは2018年10月1日付で株式交換によりNDS株式会社、株式会社SYSKEN、北陸電話工事株式会社が完全子会社となったためであります。

「日本コムシスグループ」は、主にNTTグループを中心とした電気通信設備工事事業を行っております。

「サンワコムシスエンジニアリンググループ」は、主にNCCを中心とした電気通信設備工事事業を行っております。「TOSYSグループ」は、信越エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「つうけんグループ」は、主に北海道エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「NDSグループ」は、主に東海・北陸エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「SYSKENグループ」は、主に九州エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「北陸電話工事グループ」は、主に北陸エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「コムシス情報システムグループ」は、情報処理関連事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失()、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
売上高									
外部顧客への売上高	272,780	55,605	23,839	50,133	43,536	16,723	7,076	10,497	480,194
セグメント間の内部売上高又は振替高	7,862	1,074	5,048	1,441	1,316	5	505	1,580	18,835
計	280,643	56,680	28,887	51,575	44,853	16,729	7,581	12,078	499,029
セグメント利益	21,384	4,929	1,425	3,168	2,028	604	424	1,272	35,238
セグメント資産	251,867	34,374	23,435	39,745	75,168	22,818	10,897	7,564	465,871
その他の項目									
減価償却費	4,525	111	392	1,102	800	168	126	28	7,255
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,651	90	694	1,068	2,004	244	53	23	9,829

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
売上高				
外部顧客への売上高	1,589	481,783	-	481,783
セグメント間の内部売上高又は振替高	13,571	32,407	32,407	-
計	15,161	514,191	32,407	481,783
セグメント利益	9,615	44,854	9,586	35,267
セグメント資産	163,165	629,037	189,111	439,926
その他の項目				
減価償却費	77	7,332	111	7,444
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	668	10,498	154	10,653

(注) 1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社(純粋持株会社)であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
売上高									
外部顧客への売上高	281,132	57,855	28,895	50,799	83,522	31,832	13,633	11,545	559,217
セグメント間の内部売上高又は振替高	6,399	608	3,196	2,192	2,416	125	1,022	1,413	17,375
計	287,531	58,463	32,092	52,992	85,939	31,958	14,656	12,959	576,593
セグメント利益	20,549	5,688	1,501	3,548	4,141	1,283	349	1,338	38,401
セグメント資産	250,508	36,960	25,381	42,444	80,760	23,641	11,196	8,162	479,055
その他の項目									
減価償却費	4,816	112	399	1,091	1,832	373	242	15	8,883
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,635	161	409	2,154	2,500	276	274	33	11,446

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
売上高				
外部顧客への売上高	1,664	560,882	-	560,882
セグメント間の内部売上高又は振替高	16,087	33,463	33,463	-
計	17,752	594,345	33,463	560,882
セグメント利益	11,983	50,385	11,431	38,953
セグメント資産	161,821	640,876	190,833	450,043
その他の項目				
減価償却費	100	8,984	165	9,150
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	21	11,467	262	11,730

(注) 1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社（純粋持株会社）であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	226,880	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ NDSグループ SYSKENグループ 北陸電話工事グループ

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	250,484	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ NDSグループ SYSKENグループ 北陸電話工事グループ

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
減損損失	-	73	43	-	8	-	-	-	124

	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	124

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
減損損失	482	-	11	-	-	-	-	-	494

	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	494

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
当期償却額	1,002	-	14	99	-	-	-	-	1,116
当期末残高	4,774	-	131	93	-	-	-	-	4,999

	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	1,116
当期末残高	-	-	4,999

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
当期償却額	1,002	-	29	65	-	-	-	-	1,097
当期末残高	3,772	-	102	27	-	-	-	-	3,902

	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	1,097
当期末残高	-	-	3,902

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	伊東則昭	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.06%	-	ストック・オプションの権利行使に伴う自己株式の処分	11	-	-
役員	須田憲雄	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.005%	-	ストック・オプションの権利行使に伴う自己株式の処分	11	-	-

（注）自己株式の処分価額は、定時株主総会決議に基づく取締役会決議で定められたストック・オプション（新株予約権）の権利行使価格により決定しております。

なお、「取引金額」欄には、自己株式の処分時の払込金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	2,318.35円	2,424.83円
1株当たり当期純利益	230.10円	202.97円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	229.21円	202.46円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	28,018	25,994
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	28,018	25,994
普通株式の期中平均株式数(千株)	121,767	128,070
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	469	326
(うち新株予約権(千株))	(469)	(326)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2018年8月3日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 389千株	2019年8月7日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 399千株

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (2019年3月31日)	当連結会計年度末 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	301,459	310,694
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	3,085	3,140
(うち新株予約権(百万円))	(657)	(652)
(うち非支配株主持分(百万円))	(2,428)	(2,487)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	298,373	307,553
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	128,700	126,835

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 取得し得る株式の総数 | 150万株(上限) |
| (4) 取得価額の総額 | 30億円(上限) |
| (5) 取得期間 | 2020年5月14日から2021年3月31日まで |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首 残高 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)ヴァックスラボ	(株)ヴァックスラボ 第2回無担保社債 (注)1.2	2015年 11月18日	50	50 (50)	0.2	無担保社債	2020年 11月18日

(注)1.()内書は、1年内の償還予定であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
50	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,552	5,388	0.3	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,990	1,650	0.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	395	551	2.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	3,212	1,107	0.5	2021年~2023年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,074	1,614	2.6	2021年~2027年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	13,225	10,311	-	-

(注)1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	643	404	60	-
リース債務	464	399	319	208

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	111,906	243,024	374,769	560,882
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	5,486	13,640	22,209	39,478
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	3,509	8,855	14,459	25,994
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	27.20	68.79	112.60	202.97

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	27.20	41.62	43.86	90.82

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	86	80
関係会社預け金	29,085	28,022
未収入金	14,831	14,608
その他	2	24
流動資産合計	34,005	32,735
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	9	5
減価償却累計額	6	3
有形固定資産合計	2	1
無形固定資産		
ソフトウェア	11	8
無形固定資産合計	11	8
投資その他の資産		
投資有価証券	99	97
関係会社株式	124,780	124,780
繰延税金資産	107	80
前払年金費用	2	1
その他	93	135
投資その他の資産合計	125,083	125,096
固定資産合計	125,098	125,106
資産合計	159,103	157,841

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社預り金	20,845	23,076
未払法人税等	3,482	2,689
その他	348	464
流動負債合計	24,677	26,230
固定負債		
長期未払金	1	-
固定負債合計	1	-
負債合計	24,678	26,230
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
その他資本剰余金	122,328	122,986
資本剰余金合計	132,328	132,986
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,062	15,176
利益剰余金合計	12,062	15,176
自己株式	20,621	27,202
株主資本合計	133,768	130,960
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	1
評価・換算差額等合計	0	1
新株予約権	657	652
純資産合計	134,425	131,611
負債純資産合計	159,103	157,841

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 9,224	1 11,500
経営管理料	1 1,249	1 1,394
営業収益合計	10,473	12,894
営業費用		
一般管理費	2 1,262	2 1,356
営業利益	9,210	11,537
営業外収益		
受取利息	1 55	1 33
未払配当金除斥益	6	8
その他	0	0
営業外収益合計	62	42
営業外費用		
支払利息	1 9	1 20
自己株式取得費用	15	18
その他	0	1
営業外費用合計	26	41
経常利益	9,247	11,537
特別利益		
新株予約権戻入益	2	3
特別利益合計	2	3
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前当期純利益	9,249	11,541
法人税、住民税及び事業税	95	54
法人税等調整額	24	27
法人税等合計	70	82
当期純利益	9,179	11,459

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	10,000	91,703	101,703	9,153
当期変動額					
剰余金の配当					6,269
当期純利益					9,179
自己株式の取得					
自己株式の処分			197	197	
株式交換による増加			30,426	30,426	
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	-	-	30,624	30,624	2,909
当期末残高	10,000	10,000	122,328	132,328	12,062

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	38,207	82,649	0	513	83,162
当期変動額					
剰余金の配当		6,269			6,269
当期純利益		9,179			9,179
自己株式の取得	8,011	8,011			8,011
自己株式の処分	469	666			666
株式交換による増加	25,127	55,554			55,554
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			0	143	143
当期変動額合計	17,585	51,119	0	143	51,262
当期末残高	20,621	133,768	0	657	134,425

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	10,000	122,328	132,328	12,062
当期変動額					
剰余金の配当					8,345
当期純利益					11,459
自己株式の取得					
自己株式の処分			143	143	
株式交換による増加			515	515	
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	-	-	658	658	3,114
当期末残高	10,000	10,000	122,986	132,986	15,176

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	20,621	133,768	0	657	134,425
当期変動額					
剰余金の配当		8,345			8,345
当期純利益		11,459			11,459
自己株式の取得	8,005	8,005			8,005
自己株式の処分	781	925			925
株式交換による増加	642	1,157			1,157
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			1	4	5
当期変動額合計	6,581	2,808	1	4	2,813
当期末残高	27,202	130,960	1	652	131,611

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
未収入金	4,831百万円	4,608百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

営業収益

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取配当金	9,224百万円	11,500百万円
経営管理料	1,249 "	1,394 "

営業外収益

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取利息	55百万円	33百万円

営業外費用

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払利息	9百万円	15百万円

2 一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	177百万円	176百万円
給料諸手当	390 "	467 "
株式報酬費用	211 "	216 "

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)及び当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式で市場価格のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	124,780	124,780

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
長期未払金	0百万円	-百万円
株式報酬費用	69 "	31 "
未払金	29 "	44 "
その他有価証券評価差額金	0 "	0 "
未払事業税等	9 "	4 "
繰延税金資産合計	108百万円	81百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	0百万円	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円	0百万円
繰延税金資産の純額	107百万円	80百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.6%
永久に益金に算入されない項目	30.5%	30.5%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8%	0.7%

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 取得し得る株式の総数 | 150万株(上限) |
| (4) 取得価額の総額 | 30億円(上限) |
| (5) 取得期間 | 2020年5月14日から2021年3月31日まで |

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	-	-	-	5	3	0	1
有形固定資産計	-	-	-	5	3	0	1
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	80	72	4	8
無形固定資産計	-	-	-	80	72	4	8

(注) 1 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2 「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

株式交換により、当社の完全子会社となったNDS株式会社、株式会社SYSKENの直近2事業年度に係る財務諸表は以下のとおりであります。

(N D S 株式会社)

財務諸表等

財務諸表

貸借対照表

(単位 : 百万円)

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	2,189	2,111
受取手形	3 382	191
完成工事未収入金	17,506	19,619
売掛金	2,088	2,375
未成工事支出金	328	280
仕掛販売用不動産	1,059	2,272
販売用不動産	928	448
商品	3	9
材料貯蔵品	281	326
その他	354	563
貸倒引当金	10	11
流動資産合計	25,111	28,186
固定資産		
有形固定資産		
建物 (純額)	5,080	4,831
構築物 (純額)	219	204
機械及び装置 (純額)	236	338
車両運搬具 (純額)	21	14
工具器具・備品 (純額)	202	188
土地	6,024	6,396
建設仮勘定	0	68
有形固定資産合計	1 11,786	1 12,042
無形固定資産		
ソフトウェア	61	70
その他	51	50
無形固定資産合計	113	121
投資その他の資産		
投資有価証券	8,890	8,791
関係会社株式	3,050	3,089
関係会社長期貸付金	41	-
破産更生債権等	108	108
長期前払費用	75	93
その他	636	476
貸倒引当金	128	128
投資その他の資産合計	12,675	12,430
固定資産合計	24,575	24,594
資産合計	49,686	52,781

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	95	46
工事未払金	2 5,437	2 6,221
買掛金	175	182
短期借入金	1,588	1,288
1年内返済予定の長期借入金	849	949
リース債務	48	64
未払金	1,035	381
未払費用	596	526
未払法人税等	288	117
未成工事受入金	106	35
未成業務受入金	39	28
預り金	137	109
前受収益	16	15
賞与引当金	1,025	1,060
役員賞与引当金	59	38
工事損失引当金	82	-
関係会社預り金	1,100	5,001
その他	551	612
流動負債合計	13,233	16,680
固定負債		
長期借入金	1,110	160
リース債務	182	264
繰延税金負債	62	140
退職給付引当金	2,343	2,211
資産除去債務	14	14
修繕引当金	49	68
その他	288	291
固定負債合計	4,051	3,151
負債合計	17,284	19,832

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,676	5,676
資本剰余金		
資本準備金	4,425	4,425
資本剰余金合計	4,425	4,425
利益剰余金		
利益準備金	1,419	1,419
その他利益剰余金		
特別償却準備金	7	-
建物圧縮積立金	215	205
土地圧縮積立金	132	140
別途積立金	12,428	12,428
繰越利益剰余金	4,840	5,412
利益剰余金合計	19,042	19,606
株主資本合計	29,144	29,707
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,258	3,241
評価・換算差額等合計	3,258	3,241
純資産合計	32,402	32,948
負債純資産合計	49,686	52,781

損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高		
完成工事高	42,582	43,722
兼業事業売上高	15,235	16,461
売上高合計	57,817	60,184
売上原価		
完成工事原価	38,984	39,856
兼業事業売上原価	12,887	14,077
売上原価合計	3、 5 51,871	3、 5 53,934
売上総利益		
完成工事総利益	3,597	3,865
兼業事業総利益	2,347	2,384
売上総利益合計	5,945	6,250
販売費及び一般管理費	1、 2 3,920	1、 2 3,712
営業利益	2,024	2,537
営業外収益		
受取利息	2	2
有価証券利息	16	26
受取配当金	3 410	3 397
不動産賃貸料	3 175	3 180
その他	79	74
営業外収益合計	684	681
営業外費用		
支払利息	34	18
賃貸費用	166	169
その他	6	5
営業外費用合計	207	192
経常利益	2,502	3,026
特別利益		
親会社株式売却益	226	-
投資有価証券売却益	958	1
特別利益合計	1,185	1
特別損失		
固定資産処分損	4 5	4 3
投資有価証券評価損	-	15
投資有価証券売却損	10	-
関係会社株式売却損	-	371
その他	0	-
特別損失合計	16	390
税金等調整前当期純利益	3,671	2,637
法人税、住民税及び事業税	1,110	896
法人税等調整額	19	48
法人税等合計	1,130	945
当期純利益	2,541	1,691

完成工事原価報告書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		3,430	8.8	4,501	11.3
労務費		918	2.4	867	2.2
外注費		26,280	67.4	26,044	65.3
経費 (うち人件費)		8,355 (5,841)	21.4 (15.0)	8,443 (5,944)	21.2 (14.9)
計		38,984	100.0	39,856	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

兼業事業売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
役務提供等売上原価					
材料費		254		520	
労務費		1,614		1,598	
外注費		4,576		4,833	
経費 (うち人件費)		3,765 (2,170)		4,283 (2,445)	
計		10,211	79.2	11,237	79.8
不動産売上原価					
期首販売用不動産・仕掛販売用不動産		1,628		1,987	
土地及び造成費		923		1,667	
外注費		890		666	
経費		313		351	
期末販売用不動産・仕掛販売用不動産		1,987		2,720	
計		1,767	13.7	1,953	13.9
商品売上原価					
期首商品たな卸高		89		3	
商品仕入高		821		894	
期末商品たな卸高		3		9	
計		907	7.1	887	6.3
兼業事業売上原価		12,887	100.0	14,077	100.0

(注) 原価計算の方法は、不動産については工区別総合原価計算、その他については個別原価計算によっております。

株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						
					特別償却準備金	建物圧縮積立金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,676	4,425	4,425	1,419	14	226	124	12,428	4,263	18,475	
当期変動額											
剰余金の配当									737	737	
当期純利益									2,541	2,541	
特別償却準備金の取崩					7				7	-	
建物圧縮積立金の取崩						10			10	-	
土地圧縮記帳積立金の積立							8		8	-	
自己株式の取得											
自己株式の処分									165	165	
自己株式の消却									1,071	1,071	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	7	10	8	-	577	567	
当期末残高	5,676	4,425	4,425	1,419	7	215	132	12,428	4,840	19,042	

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,450	27,127	4,251	4,251	219	31,598
当期変動額						
剰余金の配当		737				737
当期純利益		2,541				2,541
特別償却準備金の取崩		-				-
建物圧縮積立金の取崩		-				-
土地圧縮記帳積立金の積立		-				-
自己株式の取得	5	5				5
自己株式の処分	384	219				219
自己株式の消却	1,071	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			993	993	219	1,212
当期変動額合計	1,450	2,017	993	993	219	804
当期末残高	-	29,144	3,258	3,258	-	32,402

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
				特別償却準備金	建物圧縮積立金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,676	4,425	4,425	1,419	7	215	132	12,428	4,840	19,042
当期変動額										
剰余金の配当									1,128	1,128
当期純利益									1,691	1,691
特別償却準備金の取崩					7				7	-
建物圧縮積立金の取崩						10			10	-
土地圧縮積立金の積立							8		8	-
自己株式の取得										
自己株式の処分										-
自己株式の消却										-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	7	10	8	-	572	563
当期末残高	5,676	4,425	4,425	1,419	-	205	140	12,428	5,412	19,606

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	-	29,144	3,258	3,258	-	32,402
当期変動額						
剰余金の配当		1,128				1,128
当期純利益		1,691				1,691
特別償却準備金の取崩		-				-
建物圧縮積立金の取崩		-				-
土地圧縮積立金の積立		-				-
自己株式の取得	-	-				-
自己株式の処分	-	-				-
自己株式の消却	-	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			17	17		17
当期変動額合計	-	563	17	17	-	546
当期末残高	-	29,707	3,241	3,241	-	32,948

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,671	2,637
減価償却費	507	603
退職給付引当金の増減額(は減少)	193	131
賞与引当金の増減額(は減少)	125	35
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	1
受取利息及び受取配当金	429	425
支払利息	34	18
為替差損益(は益)	1	0
固定資産処分損益(は益)	5	3
売上債権の増減額(は増加)	1,552	2,291
たな卸資産の増減額(は増加)	265	750
仕入債務の増減額(は減少)	292	724
その他	546	260
小計	1,062	164
利息及び配当金の受取額	429	425
利息の支払額	34	19
法人税等の支払額	895	1,388
営業活動によるキャッシュ・フロー	562	817
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	200
有形固定資産の取得による支出	1,251	692
投資有価証券の取得による支出	13	13
投資有価証券の売却及び償還による収入	1,549	101
関係会社株式の取得による支出	54	411
貸付金の回収による収入	146	41
その他	107	51
投資活動によるキャッシュ・フロー	269	824
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	50	300
長期借入金の返済による支出	1,399	849
関係会社預り金の純増減額(は減少)	1,100	3,901
自己株式の取得による支出	5	-
配当金の支払額	736	1,129
その他	20	57
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,011	1,564
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	178	77
現金及び現金同等物の期首残高	2,367	2,189
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,189	1 2,111

注記事項

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金

個別法による原価法

(2) 仕掛品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(4) 材料貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(5) 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(6) 販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース賃借資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

(2) リース賃借資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 工事損失引当金

当事業年度末未成工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 修繕引当金

賃貸不動産の定期的な修繕に要する将来の費用の支出に備えるため、当事業年度までの期間対応額を計上しております。

5 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準における進捗率の見積りは、主として原価比例法によっております。

6 ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

キャッシュ・フロー計算書

前事業年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「関係会社株式の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた161百万円は、「関係会社株式の取得による支出」54百万円、「その他」107百万円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	9,473百万円	9,984百万円

2 関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
工事未払金	2,146百万円	2,438百万円

3 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	7百万円	- 百万円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度31.5%、当事業年度35.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度68.5%、当事業年度65.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
従業員給料手当	1,294百万円	1,284百万円
賞与引当金繰入額	200	194
貸倒引当金繰入額	1	1
減価償却費	106	119
役員賞与引当金繰入額	59	38

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	40百万円	18百万円

- 3 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
外注費(売上原価)	13,638百万円	12,858百万円
受取配当金	139	122
不動産賃貸料	95	102

- 4 固定資産処分損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	5百万円	1百万円
機械及び装置	-	2
工具器具・備品	0	-
計	5	3

- 5 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	66百万円	-百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(千株) (注1)	6,296	-	329	5,967
自己株式				
普通株式(千株) (注2)	446	0	447	-

(注1) 発行済株式数の総数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却329千株によるものであります。

(注2) 自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。自己株式数の減少447千株は、新株予約権の行使による減少118千株、取締役会決議に基づく自己株式の消却329千株によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権 (注1)	-	118,500	-	118,500	-	-

(注1) 新株予約権の減少は、行使によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	438	75	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月5日 取締役会	普通株式	298	50	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	504	84	2019年3月31日	2019年6月20日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（千株）	5,967	-	-	5,967
自己株式				
普通株式（千株）	-	-	-	-

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	504	84.46	2019年3月31日	2019年6月20日
2019年11月5日 取締役会	普通株式	624	104.57	2019年9月30日	2019年11月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	653	109.43	2020年3月31日	2020年6月19日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預金	2,189百万円	2,111百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び定期積金	-	-
現金及び現金同等物	2,189	2,111

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

総合エンジニアリング事業における工事用車両等(機械、運搬具及び工具器具備品)及びICTソリューション事業におけるネットワーク機器(工具器具備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(貸主側)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については「有価証券管理細則」及び「資金運用の基本方針」に基づき安全性、流動性及び収益性を勘案して運用しております。また、運転資金につきましては金融機関からの借入及びグループファイナンスにより調達しております。

なお、借入金の金利変動リスク及び外貨建借入金の為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金・売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「与信管理規程」に従い、新規取引先は信用調査機関等からの情報を基に、取引の是非を判断しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金・買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資及び不動産事業の用地取得等に係る資金の調達であります。変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、金利スワップ取引を実施して元本及び支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。

なお、デリバティブ取引の実行及び管理は当社のリスク管理方針に基づいて、経理担当部署で行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	2,189	2,189	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金・売掛金	19,977	19,977	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,562	8,562	-
資産計	30,729	30,728	-
(1) 支払手形・工事未払金等・買掛金	5,708	5,708	-
(2) 短期借入金	1,588	1,588	-
(3) 関係会社預り金	1,100	1,100	-
(4) 長期借入金 （1年以内返済予定長期借入金含む）	1,960	1,960	0
負債計	10,356	10,356	0
デリバティブ取引	-	-	-

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	2,111	2,111	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金・売掛金	22,186	22,186	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,474	8,474	-
資産計	32,772	32,772	-
(1) 支払手形・工事未払金等・買掛金	6,450	6,450	-
(2) 短期借入金	1,288	1,288	-
(3) 関係会社預り金	5,001	5,001	-
(4) 長期借入金 （1年以内返済予定長期借入金含む）	1,110	1,110	0
負債計	13,850	13,850	0
デリバティブ取引	-	-	-

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金、並びに(2) 受取手形・完成工事未収入金・売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券他は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券について定められた注記事項は、「有価証券関係」に記載しております。

負債

(1) 支払手形・工事未払金・買掛金、並びに(2) 短期借入金(3) 関係会社預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年以内返済予定長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当事業年度末時点で同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式	327	317

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	2,189	-	-	-
受取手形・完成工事未収入金等	19,977	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	114	102	105	661
合計	22,280	102	105	661

当事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	2,111	-	-	-
受取手形・完成工事未収入金等	22,186	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	102	108	659
合計	24,297	102	108	659

4 長期借入金の返済予定額

前事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	849	949	99	60	-	-

当事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	949	99	60	-	-	-

(有価証券関係)

1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,034百万円、関連会社株式54百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,995百万円、関連会社株式54百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,400	2,783	4,617
債券	316	300	16
その他	236	165	70
小計	7,953	3,249	4,703
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	56	62	6
債券	553	596	42
その他	-	-	-
小計	609	659	49
合計	8,562	3,908	4,654

当事業年度（2020年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,198	2,495	4,702
債券	320	300	20
その他	121	65	55
小計	7,640	2,861	4,778
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	284	350	66
債券	549	596	46
その他	-	-	-
小計	834	946	112
合計	8,474	3,808	4,666

3 売却した其他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	1,292	1,128	-
(2) 債券	100	-	-
(3) その他	157	56	10
合計	1,549	1,185	10

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	1	1	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1	1	-

(デリバティブ取引関係)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

前事業年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	140百万円	100百万円	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	100百万円	60百万円	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度、前払退職金制度、確定給付年金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされていない割増退職金を支払う場合があります。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,272百万円	5,530百万円
勤務費用	265	281
利息費用	20	16
数理計算上の差異の発生額	132	133
退職給付の支払額	161	77
退職給付債務の期末残高	5,530	5,616

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	3,129百万円	3,422百万円
期待運用収益	62	68
数理計算上の差異の発生額	24	195
事業主からの拠出額	351	364
退職給付の支払額	97	58
年金資産の期末残高	3,422	3,600

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,594百万円	3,643百万円
年金資産	3,422	3,600
	172	43
非積立型制度の退職給付債務	1,935	1,972
未積立退職給付債務	2,108	2,015
未認識数理計算上の差異	235	195
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,343	2,211
退職給付引当金	2,343	2,211
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,343	2,211

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	265百万円	281百万円
利息費用	20	16
期待運用収益	62	68
数理計算上の差異の費用処理額	1	22
確定給付制度に係る退職給付費用	221	251

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
債券	17%	14%
株式	46	40
一般勘定	28	30
その他	9	16
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
割引率	0.2%	0.3%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

(注) 予想昇給率は、2020年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度256百万円、当事業年度263百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	313百万円	324百万円
退職給付引当金	717	676
関係会社株式評価損	154	126
投資有価証券評価損	108	123
減価償却費	286	317
減損損失	292	292
その他	240	195
繰延税金資産小計	2,113	2,056
評価性引当額	623	619
繰延税金資産合計	1,490	1,437
繰延税金負債		
特別償却準備金	3	-
建物圧縮積立金	95	90
土地圧縮積立金	58	62
その他有価証券評価差額金	1,395	1,424
繰延税金負債合計	1,552	1,577
繰延税金資産の純額	62	140

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	- 百万円	- 百万円
固定負債 - 繰延税金負債	62	140

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	6.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.7	2.1
住民税均等割	1.2	1.7
評価性引当額	0.5	0.2
その他	0.5	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5	35.9

(持分法損益等)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	54百万円	54百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,138	1,153
持分法を適用した場合の投資利益の金額	32	36

損益等からみて重要性の乏しい関連会社については、除外してこれらの金額を算出しております。

(企業結合等関係)

取引等の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、愛知県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸施設を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は194百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高	3,388	4,186
期中増減額	797	239
期末残高	4,186	4,425
期末時価	5,222	5,326

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- 2 当事業年度の主な増加額は賃貸施設の建設費等441百万円であり、主な減少額は減価償却費であります。
- 3 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて主に国内での包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「総合エンジニアリング事業」、「ICTソリューション事業」、「住宅不動産事業」の3つを報告セグメントとしております。

「総合エンジニアリング事業」は、ケーブルネットワーク工事、モバイルネットワーク工事、電気設備工事、一般土木工事、その他建設工事全般に関する事業を行っております。

「ICTソリューション事業」は、ICTサービスの開発・設計・運用・保守の事業を行っております。

「住宅不動産事業」は、マンション・戸建分譲販売、ビル管理、不動産賃貸および不動産取引に関する事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	総合 エンジニア リング事業	ICT ソリュー ション事業	住宅不動産 事業	計	調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
売上高						
外部顧客への売上高	51,028	4,644	2,144	57,817	-	57,817
計	51,028	4,644	2,144	57,817	-	57,817
セグメント利益	1,848	87	88	2,024	-	2,024
セグメント資産	26,397	2,229	6,778	35,404	14,282	49,686
その他の項目						
減価償却費	320	11	128	459	-	459
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	126	77	919	1,123	95	1,219

(注) 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額14,282百万円は、各セグメントに配分していない全社資産14,282百万円であり、全社資産の主な内容は、余裕運用資金（現金預金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

(2) セグメントに対する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なっております。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額95百万円は、各セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	総合 エンジニア リング事業	ICT ソリュー ション事業	住宅不動産 事業	計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	52,935	4,780	2,468	60,184	-	60,184
計	52,935	4,780	2,468	60,184	-	60,184
セグメント利益	2,226	99	212	2,537	-	2,537
セグメント資産	28,739	2,374	7,817	38,931	13,849	52,781
その他の項目						
減価償却費	366	38	197	603	-	603
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	317	6	451	775	100	875

（注） 調整額は以下のとおりであります。

- セグメント資産の調整額13,849百万円は、各セグメントに配分していない全社資産13,849百万円でありま
す。全社資産の主な内容は、余裕運用資金（現金預金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及
び管理部門に係る資産等であります。
- セグメントに対する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なっております。
- 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額100百万円は、各セグメントに配分していない全社資産
の増加額であります。

関連情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高の金額及び本邦に所在している有形固定資産の金額が、いずれも損益計算書
の売上高及び貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連するセグメント名
西日本電信電話株式会社	32,033	総合エンジニアリング事業、ICTソリューション事業

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高の金額及び本邦に所在している有形固定資産の金額が、いずれも損益計算書
の売上高及び貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連するセグメント名
西日本電信電話株式会社	33,155	総合エンジニアリング事業、ICTソリューション事業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注）5	科目	期末残高（百万円）（注）5
親会社	コムシスホールディングス株式会社	東京都品川区	10,000	情報通信工事業、電気設備工事業及び情報処理関連事業等を行う子会社の経営管理等	被所有 直接100%	役員の兼任 経営管理の契約 資金の借入	資金の借入（注）2	-	関係会社預り金	1,100
							経営管理料（注）3	85	-	-
							連結納税に伴う支払（注）4	556	未払金	556

（注）1 コムシスホールディングス株式会社は、2018年10月1日に当社の親会社になったため、同日以後の取引金額を記載しております。

- 2 資金の借入による利率については、市場金利を勘案して決定しております。なお、この取引に係る金額については、反復かつ継続的に行っているため記載を省略しております。
- 3 基本契約書等に定める役務提供割合に応じて合理的に決定しております。
- 4 連結納税制度による連結法人税の支払予定額であります。
- 5 取引金額及び期末残高には、消費税を含めておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

コムシスホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注）4	科目	期末残高（百万円）（注）4
親会社	コムシスホールディングス株式会社	東京都品川区	10,000	情報通信工事業、電気設備工事業及び情報処理関連事業等を行う子会社の経営管理等	被所有 直接100%	役員の兼任 経営管理の契約 資金の借入	資金の借入（注）1	-	関係会社預り金	5,001
							経営管理料（注）2	204	-	-
							連結納税に伴う支払（注）3	216	未払金	216

（注）1 資金の借入による利率については、市場金利を勘案して決定しております。なお、この取引に係る金額については、反復かつ継続的に行っているため記載を省略しております。

2 基本契約書等に定める役務提供割合に応じて合理的に決定しております。

3 連結納税制度による連結法人税の支払予定額であります。

4 取引金額及び期末残高には、消費税を含めておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	北陸電話工事株式会社	石川県金沢市	450	電気通信設備工事業	なし	なし	関係会社株式の売却 売却損（注）	371	-	-

（注） 関係会社であるみつぼしテクノ(株)の株式を無償譲渡したものであり、その帳簿価額を特別損失に計上しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

コムシスホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	5,430.06円	5,521.58円
1株当たり当期純利益	427.98円	283.41円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	426.34円	283.41円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	32,402	32,948
普通株式に係る純資産額(百万円)	32,402	32,948
普通株式の発行済株式数(千株)	5,967	5,967
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	5,967	5,967

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	2,541	1,691
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式帰属する当期純利益(百万円)	2,541	1,691
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,937	5,967
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	22	-
(うち新株予約権)(千株)	(22)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません	該当事項はありません

(株式会社SYSKEN)

財務諸表等

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	1,298	997
受取手形	154	177
完成工事未収入金	6,005	6,607
未成工事支出金	1,356	1,775
材料貯蔵品	383	431
短期貸付金	-	185
前払費用	60	60
未収入金	131	124
その他	61	22
貸倒引当金	9	8
流動資産合計	9,442	10,373
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1 2,395	1 2,378
構築物(純額)	154	135
土地	1 2,746	1 2,745
その他	359	319
有形固定資産合計	4 5,655	4 5,577
無形固定資産		
ソフトウェア	212	170
その他	36	34
無形固定資産合計	248	205
投資その他の資産		
投資有価証券	1 3,021	1 2,905
関係会社株式	633	533
関係会社長期貸付金	169	77
その他	52	66
投資その他の資産合計	3,876	3,584
固定資産合計	9,781	9,367
資産合計	19,223	19,741

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	1、 2 3,225	1、 2 3,023
短期借入金	1 3,800	1 4,300
未払金	260	94
未払費用	108	141
未払法人税等	90	163
未払消費税等	161	60
未成工事受入金	334	540
預り金	38	39
賞与引当金	330	494
役員賞与引当金	-	28
完成工事補償引当金	2	5
工事損失引当金	250	36
流動負債合計	8,602	8,927
固定負債		
長期末払金	1	8
退職給付引当金	635	604
繰延税金負債	7	55
その他	71	62
固定負債合計	716	730
負債合計	9,318	9,658
純資産の部		
株主資本		
資本金	801	801
資本剰余金		
資本準備金	560	560
資本剰余金合計	560	560
利益剰余金		
利益準備金	200	200
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	327	326
別途積立金	6,000	6,000
繰越利益剰余金	1,360	1,480
利益剰余金合計	7,888	8,007
株主資本合計	9,249	9,368
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	655	714
評価・換算差額等合計	655	714
純資産合計	9,905	10,082
負債純資産合計	19,223	19,741

損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	25,497	26,217
売上原価	1、5 23,349	1、5 23,499
売上総利益	2,147	2,718
販売費及び一般管理費		
従業員給料手当	516	638
賞与引当金繰入額	60	108
役員賞与引当金繰入額	-	28
貸倒引当金繰入額	20	1
減価償却費	177	166
その他	986	984
販売費および一般管理費合計	1 1,720	1 1,925
営業利益	426	792
営業外収益		
受取利息	2 1	2 1
受取配当金	2 150	2 155
受取賃貸料	2 91	2 92
その他	56	55
営業外収益合計	299	304
営業外費用		
支払利息	11	11
その他	10	17
営業外費用合計	21	28
経常利益	704	1,068
特別利益		
投資有価証券売却益	116	-
特別利益合計	116	-
特別損失		
関係会社債権放棄損	3 100	-
投資有価証券評価損	-	200
関係会社株式評価損	-	4 99
特別損失合計	100	299
税金等調整前当期純利益	720	768
法人税、住民税及び事業税	276	303
法人税等調整額	52	21
法人税等合計	223	325
当期純利益	496	443

完成工事原価報告書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		2,621	11.2	2,888	12.3
労務費		169	0.7	171	0.7
外注費		14,653	62.8	14,776	62.9
(うち労務外注費)		(3,284)	(14.1)	(2,937)	(12.5)
経費		5,904	25.3	5,662	24.1
(うち人件費)		(3,620)	(15.5)	(3,688)	(15.7)
計		23,349	100.0	23,499	100.0

(注) 完成工事原価の中には通信機器販売等による売上原価(前事業年度423百万円、当事業年度517百万円)が含まれております。

(脚注)

原価計算の方法

- 1 実際原価に基づき個別原価計算を行っております。
- 2 共通工事原価は期末において支出原価を基準として完成工事原価及び未成工事支出金に配賦しております。

株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	801	560	2	562	200	329	6,000	1,184	7,713
当期変動額									
固定資産圧縮積立 金の取崩						1		1	-
剰余金の配当								177	177
当期純利益								496	496
自己株式の取得									
自己株式の消却			2	2				144	144
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）									
当期変動額合計	-	-	2	2	-	1	-	176	174
当期末残高	801	560	-	560	200	327	6,000	1,360	7,888

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	146	8,931	737	737	9,668
当期変動額					
固定資産圧縮積立 金の取崩		-			-
剰余金の配当		177			177
当期純利益		496			496
自己株式の取得	0	0			0
自己株式の消却	146	-			-
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）		-	82	82	82
当期変動額合計	146	318	82	82	236
当期末残高	-	9,249	655	655	9,905

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	801	560	-	560	200	327	6,000	1,360	7,888
当期変動額									
固定資産圧縮積立 金の取崩						1		1	-
剰余金の配当								325	325
当期純利益								443	443
自己株式の取得									
自己株式の消却									
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1	-	120	118
当期末残高	801	560	-	560	200	326	6,000	1,480	8,007

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	9,249	655	655	9,905
当期変動額					
固定資産圧縮積立 金の取崩		-			-
剰余金の配当		325			325
当期純利益		443			443
自己株式の取得		-			-
自己株式の消却		-			-
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)		-	58	58	58
当期変動額合計	-	118	58	58	177
当期末残高	-	9,368	714	714	10,082

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	720	768
減価償却費	317	371
投資有価証券評価損	-	200
関係会社株式評価損	-	99
貸倒引当金の増減額(は減少)	33	1
賞与引当金の増減額(は減少)	30	135
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	-	2
工事損失引当金の増減額(は減少)	109	213
退職給付引当金の増減額(は減少)	54	30
受取利息及び受取配当金	151	156
支払利息	11	11
投資有価証券売却損益(は益)	116	-
売上債権の増減額(は増加)	861	624
未成工事支出金等の増減額(は増加)	168	418
その他のたな卸資産の増減額(は増加)	72	48
仕入債務の増減額(は減少)	254	48
未払又は未収消費税等の増減額	105	100
未成工事受入金の増減額(は減少)	72	205
債権放棄損	100	-
その他	135	106
小計	1,450	259
利息及び配当金の受取額	151	156
利息の支払額	11	11
法人税等の支払額	312	384
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,277	19
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	62	340
無形固定資産の取得による支出	32	114
投資有価証券の取得による支出	209	-
投資有価証券の売却による収入	199	-
関係会社株式の取得による支出	137	-
貸付金の実行による支出	230	700
貸付金の回収による収入	33	656
その他の支出	11	6
その他の収入	15	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	435	496
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	500	500
自己株式の取得による支出	0	-
自己株式の売却による収入	146	-
自己株式の消却	146	-
配当金の支払額	177	325
その他	3	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	681	175
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	161	301
現金及び現金同等物の期首残高	1,037	1,198
現金及び現金同等物の期末残高	1,198	897

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(3) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金

個別法による原価法

(2) 材料貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

(5) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、1,365百万円（前事業年度は351百万円）であります。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

（表示方法の変更）

キャッシュ・フロー計算書

前事業年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の収入」に含めていた「貸付金の回収による収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の収入」に表示していた49百万円は、「貸付金の回収による収入」33百万円、「その他の収入」15百万円として組み替えております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	36百万円	34百万円
土地	26	26
投資有価証券	18	14
計	81	75

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
工事未払金	6百万円	3百万円
短期借入金	365	365
計	371	368

2 関係会社に対する資産及び負債には独立掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
工事未払金	1,008百万円	891百万円

3 下記の会社の銀行借入金及び仕入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
西部通信工業株式会社(借入保証)	40百万円	西部通信工業株式会社(借入保証) - 百万円
” (仕入債務保証)	6	” (仕入債務保証) 5
計	46	計 5

4 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	2,124百万円	2,392百万円

(損益計算書関係)

1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	52百万円	46百万円

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取利息	0百万円	0百万円
受取配当金	51	53
受取賃貸料	34	34
計	86	88

3 関係会社債権放棄損の内容は次のとおりであります。

前事業年度において、子会社に対する貸付金の一部を債権放棄したことに伴い、計上したものであります。

4 関係会社株式評価損の内容は次のとおりであります。

当事業年度において、関係会社であります(株)シャペロンに対する評価損を計上したものであります。

5 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	109百万円	213百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	2,620	-	84	2,535
自己株式				
普通株式 (注)2、3	83	0	84	-

(注)1 普通株式の発行済株式数の減少84千株は、2018年10月1日付で実施した自己株式の消却によるものであります。

2 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3 普通株式の自己株式の減少84千株は、2018年10月1日付で実施した自己株式の消却によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	88	35	2018年3月31日	2018年6月22日
2018年11月2日 取締役会	普通株式	88	35	2018年9月30日	2018年12月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	142	利益剰余金	56	2019年3月31日	2019年6月18日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,535	-	-	2,535
自己株式				
普通株式	-	-	-	-

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	142	56	2019年3月31日	2019年6月18日
2019年11月5日 取締役会	普通株式	183	72	2019年9月30日	2019年11月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月22日 定時株主総会	普通株式	153	利益剰余金	60	2020年3月31日	2020年6月23日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預金勘定	1,298百万円	997百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	100	100
現金及び現金同等物	1,198	897

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主として、ネットワーク機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入及びグループファイナンスによる方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引関係の強化・維持のために保有する株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、当社は、与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を每期把握する体制としております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち61.9%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預金	1,298	1,298	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金	6,159	6,159	-
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	90	90	-
その他有価証券	2,869	2,869	-
資産計	10,418	10,418	-
(1) 工事未払金	3,225	3,225	-
(2) 短期借入金	3,800	3,800	-
(3) 未払法人税等	90	90	-
負債計	7,115	7,115	-

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預金	997	997	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金	6,784	6,784	-
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	90	89	0
その他有価証券	2,753	2,753	-
資産計	10,625	10,625	0
(1) 工事未払金	3,023	3,023	-
(2) 短期借入金	4,300	4,300	-
(3) 未払法人税等	163	163	-
負債計	7,486	7,486	-

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 工事未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式	694	595

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	1,296	-	-	-
受取手形・完成工事未収入金	6,159	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	90	-
合計	7,455	-	90	-

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	995	-	-	-
受取手形・完成工事未収入金	6,784	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	90	-
合計	7,779	-	90	-

4 その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,800	-	-	-	-	-
合計	3,800	-	-	-	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,300	-	-	-	-	-
合計	4,300	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式473百万円、関連会社株式60百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式473百万円、関連会社株式160百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度（2019年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	90	90	-
合計		90	90	-

当事業年度（2020年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	90	89	0
合計		90	89	0

3. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,969	743	1,226
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	1,969	743	1,226
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	900	1,176	275
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	900	1,176	275
合計		2,869	1,919	950

当事業年度（2020年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万 円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超える もの	株式	2,043	716	1,326
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	2,043	716	1,326
貸借対照表計上額が取得原価を超えな いもの	株式	710	1,002	291
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	710	1,002	291
合計		2,753	1,718	1,035

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、下落率が50%を超えるものについては、原則として減損処理することとしております。また、30%以上50%未満で下落したものについては、発行会社の財政状態及び時価の推移等を勘案して回復の可能性を判断し、回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行っております。

なお、前事業年度において減損処理を行なった有価証券はありませんが、当事業年度において有価証券について200百万円（その他有価証券の株式）減損処理を行っております。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	199	116	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	199	116	-

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2019年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,604百万円	2,708百万円
勤務費用	174	172
利息費用	24	25
数理計算上の差異の発生額	46	39
退職給付の支払額	48	81
退職給付債務の期末残高	2,708	2,864

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	1,715百万円	1,878百万円
期待運用収益	42	46
数理計算上の差異の発生額	5	39
事業主からの拠出額	156	214
退職給付の支払額	31	66
年金資産の期末残高	1,878	2,034

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,283百万円	2,418百万円
年金資産	1,878	2,034
	404	384
非積立型制度の退職給付債務	425	445
未積立退職給付債務	829	829
未認識数理計算上の差異	163	198
未認識過去勤務費用	31	27
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635	604
退職給付引当金	635	604
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635	604

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	174百万円	172百万円
利息費用	24	25
期待運用収益	42	46
数理計算上の差異の費用処理額	67	44
過去勤務費用の費用処理額	3	3
確定給付制度に係る退職給付費用	227	199

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
債券	25%	42%
株式	32	10
一般勘定	27	30
その他	16	18
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.9%	0.9%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%
予想昇給率	2018年6月1日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。	2019年6月1日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度61百万円、当事業年度64百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	100百万円	150百万円
退職給付引当金	193	184
投資有価証券評価損	12	73
長期末払金(役員退職慰労金)	0	0
その他	219	183
繰延税金資産小計	526	591
評価性引当額	103	191
繰延税金資産合計	422	400
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	143	142
その他有価証券評価差額金	287	312
繰延税金負債合計	430	455
繰延税金資産の純額	7	55

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果	30.5%
(調整)	会計適用後の法人税等	
交際費等永久に損金に算入されない項目	の負担率との間の差異	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	が法定実効税率の100	2.9
住民税均等割	分の5以下であるため	2.9
評価性引当額の増加又は減少()	注記を省略してありま	12.5
その他	す。	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		42.3

(持分法損益等)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	60百万円	60百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,662	1,716
持分法を適用した場合の投資利益の金額	56	74

損益等からみて重要性の乏しい関連会社については、除外してこれらの金額を算出しております。

(貸貸等不動産関係)

当社は、熊本県その他の地域において、賃貸用の建物(土地を含む。)を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は38百万円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高	456	335
期中増減額	120	1
期末残高	335	334
期末時価	526	499

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、当事業年度の主な増加額は建物改修(8百万円)であり、減少額は減価償却によるもの(9百万円)であります。

3 期末時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会並びに経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業別の本部制を置き、各本部は取り扱う工事種別のセグメントから構成されており、「情報電気通信事業」及び「総合設備事業」の2つを報告セグメントとしております。

「情報電気通信事業」は、NTTグループ等からの通信設備工事の受注を主体とし、他に一部自治体等からも受注する情報電気通信関連のインフラ構築事業であります。「総合設備事業」は、民間企業及び官公庁等からの受注を主体とした通信設備工事、電気設備工事等による総合設備事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

負債については、負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供されてなく、かつ、使用されていないため記載を省略しております。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	情報電気通信 事業	総合設備事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	19,329	5,616	24,946	551	25,497
計	19,329	5,616	24,946	551	25,497
セグメント利益又は損失()	2,215	711	1,504	58	1,563
セグメント資産	10,749	2,876	13,626	1,287	14,914
その他の項目					
減価償却費	185	61	246	11	258
有形固定資産及び無形固定資産の増加 額	205	73	279	14	293

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、通信機器・太陽光発電システム等の商品販売事業等を含んでおります。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	情報電気通信 事業	総合設備事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	18,692	6,857	25,549	667	26,217
計	18,692	6,857	25,549	667	26,217
セグメント利益又は損失()	2,188	70	2,117	150	1,967
セグメント資産	11,243	3,154	14,398	1,159	15,557
その他の項目					
減価償却費	215	79	295	14	309
有形固定資産及び無形固定資産の増加 額	227	16	243	2	246

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、通信機器・太陽光発電システム等の商品販売事業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	24,946	25,549
「その他」の区分の売上高	551	667
財務諸表の売上高	25,497	26,217

(単位:百万円)

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	1,504	2,117
「その他」の区分の利益又は損失()	58	150
全社費用(注)	1,136	1,174
財務諸表の営業利益	426	792

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

(単位:百万円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	13,626	14,398
「その他」の区分の資産	1,287	1,159
全社資産(注)	4,309	4,183
財務諸表の資産合計	19,223	19,741

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない土地、建物等であります。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	246	295	11	14	59	61	317	371
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	279	243	14	2	23	3	317	250

(注) 減価償却費の調整額、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係るものであります。

関連情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
西日本電信電話株式会社	10,402	情報電気通信産業
株式会社NTTフィールドテクノ	3,743	情報電気通信産業
NTTインフラネット株式会社	2,574	情報電気通信産業

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
西日本電信電話株式会社	10,746	情報電気通信産業
株式会社NTTフィールドテクノ	3,512	情報電気通信産業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

関連当事者情報

1 関連当事者との取引

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	明正電設株式会社	熊本県上益城郡	25	電気通信工事の施工	直接所有 100.0	役員の兼務	工事の発注	1,807	工事未払金	244
子会社	株式会社システムニシツウ	福岡市南区	40	ソフトウェア開発、運用、保守	直接所有 100.0	役員の兼務	業務委託等	572	工事未払金	240
子会社	株式会社アイレックス	東京都新宿区	35	空調・給排水衛生設備工事等	直接所有 100.0	役員の兼務	資金の貸付 債権の放棄	230 100	関係会社長期貸付金 その他流動資産	103 26 -
関連会社	九州通信産業株式会社	熊本市北区	45	電機通信用資材、機器工具等の販売	直接所有 48.1	役員の兼務	材料の購入	1,297	工事未払金	403

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

明正電設株式会社との価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。

株式会社システムニシツウとの価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。

株式会社アイレックスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。また、債権放棄については、株式会社アイレックスの財務体質強化のため行ったものであります。

九州通信産業株式会社からの材料購入価格は、主に規格材料のため毎期価格交渉のうえ決定しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	コムシスホールディングス株式会社	東京都品川区	10,000	情報通信工事業、電気設備工事業及び情報処理関連事業等を行う子会社の経営管理等	被所有 直接100.0	役員の兼任 経営管理の 契約 資金の借入	資金の借入(注)2	-	短期借入金	500
							経営管理料(注)3	71	-	-
							連結納税に伴う支払(注)4	190	未払法人税等	104

(注)1 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 資金の借入による利率については、市場金利を勘案して決定しております。なお、この取引に係る金額については、反復かつ継続的に行っているため記載を省略しております。

3 基本契約書等に定める役務提供割合に応じて合理的に決定しております。

4 連結納税制度による連結法人税の支払予定額であります。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	明正電設株式会社	熊本県上益城郡	25	電気通信工事の施工	直接所有 100.0	役員の兼務	工事の発注	1,981	工事未払金	287
関連会社	九州通信産業株式会社	熊本市北区	45	電機通信用資材、機器工具等の販売	直接所有 48.1	役員の兼務	材料の購入	1,363	工事未払金	400

(注)1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

明正電設株式会社との価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。

九州通信産業株式会社からの材料購入価格は、主に規格材料のため每期価格交渉のうえ決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

親会社情報

コムシスホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

親会社情報

コムシスホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益	195円82銭	174円95銭
1株当たり純資産額	3,906円18銭	3,976円7銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(百万円)	496	443
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に帰属する当期純利益(百万円)	496	443
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,535	2,535

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	9,905	10,082
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	9,905	10,082
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	2,535	2,535

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 https://www.comsys-hd.co.jp/ir/koukoku/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度（第16期）	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月25日 関東財務局長に提出。	
(2)	内部統制報告書	事業年度（第16期）	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月25日 関東財務局長に提出。	
(3)	四半期報告書 及び確認書	（第17期第1四半期）	自 2019年4月1日	2019年8月8日	
			至 2019年6月30日	関東財務局長に提出。	
			（第17期第2四半期）	自 2019年7月1日	2019年11月12日
(4)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 （株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書	自 2019年7月1日	2019年11月12日	
			至 2019年9月30日	関東財務局長に提出。	
(5)	臨時報告書の 訂正報告書	2019年8月7日提出の臨時報告書（株式報酬型ストックオプションの付与）の訂正報告書	自 2019年10月1日	2020年2月12日	
			至 2019年12月31日	関東財務局長に提出。	
			（第17期第3四半期）	自 2019年10月1日	2020年2月12日
(6)	自己株券買付状況 報告書	報告期間	自 2019年4月1日	2019年8月7日	
			至 2019年3月31日	関東財務局長に提出。	
			（株式報酬型ストックオプションの付与）の規定に基づく臨時報告書	自 2019年4月1日	2019年8月7日
			至 2019年3月31日	関東財務局長に提出。	
			（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書	自 2019年4月1日	2019年8月7日
			至 2019年3月31日	関東財務局長に提出。	
			2019年8月7日提出の臨時報告書（株式報酬型ストックオプションの付与）の訂正報告書	自 2019年4月1日	2019年8月23日
			至 2019年3月31日	関東財務局長に提出。	
			2019年8月7日提出の臨時報告書（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の訂正報告書	自 2019年4月1日	2019年8月23日
			至 2019年3月31日	関東財務局長に提出。	
			報告期間	自 2019年6月1日	2019年7月11日
			至 2019年6月30日	関東財務局長に提出。	
			報告期間	自 2019年7月1日	2019年8月8日
			至 2019年7月31日	関東財務局長に提出。	
報告期間	自 2019年8月1日	2019年9月12日			
至 2019年8月31日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2019年9月1日	2019年10月11日			
至 2019年9月30日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2019年10月1日	2019年11月14日			
至 2019年10月31日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2019年11月1日	2019年12月12日			
至 2019年11月30日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2019年12月1日	2020年1月14日			
至 2019年12月31日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2020年1月1日	2020年2月20日			
至 2020年1月31日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2020年2月1日	2020年3月12日			
至 2020年2月29日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2020年3月1日	2020年4月8日			
至 2020年3月31日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2020年5月1日	2020年6月12日			
至 2020年5月31日	関東財務局長に提出。				
(7)	自己株券買付状況 報告書の訂正報告 書	2019年8月8日提出の自己株券買付状況報告書（自 7月1日 至 2019年7月31日）の訂正報告書	2019年7月1日	2019年10月11日	
		2019年9月12日提出の自己株券買付状況報告書（自 8月1日 至 2019年8月31日）の訂正報告書	2019年8月1日	2019年10月11日	
				関東財務局長に提出。	

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

コムシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 浩 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 伸夫 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 新島 敏也 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシスホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、コムシスホールディングス株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

コムシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 浩 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 伸夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 新島 敏也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。